

土木森林環境委員会会議録

平成21年7月3日

日時 平成21年7月3日(金) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後4時55分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機
副委員長 石井 脩徳
委員 中村 正則 森屋 宏 木村 富貴子 内田 健
中込 博文 河西 敏郎 小越 智子
委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 下田五郎 理事 宮田文夫 県土整備部次長 広瀬 猛
県土整備部技監 河西邦夫 県土整備部技監 小池一男
総括技術審査監 伊藤 守 県土整備総務課長 吉澤 公博
美しい県土づくり推進室長 野田祥司 建設業対策室長 斉藤倍造
用地課長 望月 剛 技術管理課長 井上和司 道路整備課長 上田 仁
高速道路推進室長 野中 均 道路管理課長 川崎英美 治水課長 樋川和芳
砂防課長 望月 実 都市計画課長 河西秀樹 下水道課長 小野邦弘
建築住宅課長 和田健一 営繕課長 末木正文

森林環境部長 小林勝己 林務長 前山堅二 森林環境部理事 榊原章男
森林環境部次長 宮島 茂 森林環境部次長 山本正彦
森林環境部技監 石山利男 森林環境部技監 渡邊晴夫
森林環境総務課長 望月洋一 環境創造課長 小野 浩
大気水質保全課長 時田寛幸 環境整備課長 橘田 恭
みどり自然課長 神津孝正 森林整備課長 宇野聡夫 林業振興課長 安富芳森
県有林課長 佐野克己 治山林道課長 深沢 武

議題 第77号 山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例制定の件
第80号 山梨県都市公園条例中改正の件
第83号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会
関係のもの、第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債
務負担行為の補正
第84号 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
第86号 契約締結の件
第87号 変更契約締結の件
第88号 変更契約締結の件
請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

また、請願第21-11号は継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時3分から午後2時20分まで県土整備部関係（午前11時0分から午前11時5分までと、午前11時58分から午後1時2分まで休憩をはさんだ）、午後2時36分から午後4時55分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

第80号 山梨県都市公園条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第83号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正

質疑

小越委員

公共事業の説明で、どこで何をするのかという説明が全くわからなかったので、手元で見ている資料をいただけませんか。先日いただいた箇所付表と今の説明と、課別説明書をあわせて見ていたんですけども、書いてあるものと書いてないものがあり、書いていないところのものでほか何カ所というのが、全くわからなかったもので、その説明をいただきたい。

それと、国直轄の負担金のところは口頭で説明いただいたが、聞き取れなかったもので、資料があればいただきたい。

吉澤県土整備総務課長 今回お示ししておりますこの箇所表は、比較的事業費が大きいところ、そして代表的なところの予定箇所ということで出しております。ここにも書いてありますように、事業の進捗状況等によっては、今後変更の可能性もあるという状況です。そして、ほか何カ所というような表現をしているところもございますが、こういったものは維持修繕系の事業と、比較的小規模な事業ということで、現段階ではその必要性の高いところを掲げておりますけれど、突発的な事態や、あるいは今後その現場状況等調査していく中で実施しなければならない緊急性の高いところも出てくる可能性もございます。そういったことから、現在その見込まれる箇所ということで記載しているものであります。

それから、国直轄事業の関係につきましては、国のほうから今後事業内容等、具体的に内容が示されると伺っております。現段階での予定箇所というものも聞いているわけですが、今後詳細な内容について聞き取り等行った上で予定箇所が決まっていくものと承知しています。

(休 憩)

小越委員

では、資料を後日いただきたいと思います。

この箇所付表を全部計算しますと76億3,900万あります。そのうち、15億7,300万円分がほか何カ所というもので、これが大体、全体の2割に当たり

ます。そうしますと、この2割分の場所と内容がわからないので、それを示していただきたかったです。もう少し丁寧に説明していただかないと、この20%分を白紙で委任というのは、まずいと思います。国直轄の部分は今いろんな問題も出ています。県の負担の問題も出ていますので、どういうところに幾ら国から請求が来ているのか、それを明らかにしていただかないと、私どもも、どう審議していいかわからないので、ぜひ次回からはこれも含めて、お願いしたいと思います。この資料を7月1日の夕方にもらってきょうというのは、非常に議案審査をする時間がありません。私もすべての課に回りましてこれを全部聞いたんですけども、とても膨大な量ですので、私の力量不足かもしれませんが、わかりかねるところがいっぱいありますので、資料を早く出してもらいたいと思います。ぜひお願いします。

(経済波及効果について)

それで、次にお伺いします。

まず、この予算をつくる上で、部長にお伺いしたいと思います。この説明書では、公共事業だけで、知事の答弁ですけども178億、14.5%の増ということでした。所信表明でも、現下の経済雇用を支えるために緊急対策として公共事業を105億計上したと。上半期に8割以上の前倒し執行という、県内中小企業の受注機会の確保に十分配慮しながら、地域経済のために最大限寄与する公共事業の執行をすると答弁しておりました。

では、部長にお伺いしたいのですが、今回のこの公共事業14.5%増で、県内経済がどのように、どのくらいアップして、雇用がどのくらい回復するというのを試算、方向性を考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

下田県土整備部長 その経済波及効果がどれくらいという試算はしてありません。

小越委員 試算をしていないということは、これからどのくらい景気がよく、とりわけこの公共事業によってどのくらい県内経済がよくなるかという試算というか目標や、どうなるかということがないというのは、ちょっと考えられないんですけど。上半期中に8割の前倒し執行がありましたよね。その前倒し執行でどのくらい、景気のほうはよくなってきたのでしょうか。

下田県土整備部長 前倒し執行は、まだそれほど発注はしてありませんけれども、当初予算につきまして上半期で8割を執行することによって、県内建設業にその大部分が発注されますので、それがまた県内経済に波及していくと理解しております。

小越委員 そうしますと、とりわけ小さい中小の建設業にどのくらい仕事を回そうと思っ
ていらっしゃるのですか。今度の補正予算では、例えばA・B・C・Dのランクへ、どのくらいの工事を、どの程度回そうというお考え、方針というのがあるのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 県内業者の振興とか産業の発展ということで、これまでも工事の発注につきましては、県内地元業者の受注機会確保ということで取り組んでおります。技術的に高度なもの、あるいは規模の大きいもので県内業者では施工が困難なものは県外業者ということになりますけれど、それ以外はすべて県内業者が受注をするという状況です。

昨年度の県内業者の受注率というのはおおむね99.8%ということで、ほとんどが県内業者に受注されているという状況であります。

今回の補正の内容ですが、大きく二つありまして、先ほどの一覧表で見てくださいと、公共投資臨時交付金ということで、公共事業の補正であります。こ

れは、今まで補助事業等で進めてきたものの事業促進ということで、橋梁の更新が早まるなどといった効果が出てくるところを中心に補正をお願いしております。それ以外に、経済危機対策臨時交付金という形で事業費を補正しているものがございます。そのうち、地域経済対策特別事業費ということで、今回10億円補正しております。これは箇所数で47カ所、10億円で、1カ所平均おおむね2,000万円程度の発注になるのではないかとということで、道路、橋梁、河川施設の維持補修を中心とした事業であります。

それで、県内の発注状況ということで、過去の発注状況を見ますと、C・Dランク、これは県内の業者の中でも中小企業のほうに入ると思うんですが、土木一式の県内受注のC・Dランクの受注額というのは、おおむね三十数億という状況です。それに対して、今回ここで計上しております10億円というのは、ほとんどC・Dランクへの発注になるのではないかと思いますので、中小企業への受注機会の確保ということであれば、手厚く補正は計上されていると考えております。

(県道橋りょう改築費について)

小越委員

この中に、新山梨環状道路若草区間が9億円計上されております。既に9キロ、817億かかっているんですけども、なぜ今回4車線化にするんでしょうか。4車線になる効果というのはどんなことなのでしょう。

上田道路整備課長

若草工区の4車線化ということでございますけれども、順序を追ってお話させてもらいますと、新山梨環状道路で、一番最初にかけたところは釜無川の大橋です。それは、浅原橋、または開国橋が非常に渋滞してしまっていて、その対策としてまず橋をかけるのが効果的だということで、まずそこをやりました。その次に、この橋をつなげるためということで、若草工区へ事業着手しました。若草工区は、当然交通量とすれば4車線必要だと見込まれるわけですけども、先に2車線をやって、その残りの事業である、今回開通しました田富玉穂工区へつなぐほうが有効だろうということで、事業の効果を早めるためにわざと若草工区というのは、4分の4車線化は後回しにし、向こうへつなげたんです。それでつながった段階で今度は4車線化に踏み切ろうと。

それから、若草工区は従来1万1,000台で、この5月に交通量をはかったところ1万5,000台を超えたということです。実は、事業化に当たり、去年、評価会議がありまして、事業化をするについては交通量を今一回見たところでやるということ、私どもも申し入れて、評価委員会からもそのようにしなさいということでした。結果として1万5,000台という数を5月に数えたものです。5月に数えた理由というのは、3月14日に全線開通したのですが、3月、4月は人事やいろいろな異動があるものですから交通量が定まらない。それから、皆さんが日ごろ学習して、どこが一番早いかわかるんですね。やはり連休が終わらないと定まらない。そういうことがありまして、5月の中旬にはかってまいりました。ちなみに計画交通量は2万7,700台を将来予定してしまっていて、中部横断道がつながってきたときには、そのくらい交通量がふえるものと予想しています。

さらに、B/Cといわれる費用対効果、若草工区ですけども、29億円とみていますが、4点幾つという数字が出ていまして、非常に事業効果が高いものと思っております。

また、交通事故をなくすために、減らすためにこういう道路が非常に有効で、交通量をさばくだけではないのです。一般的に統計でいいますと、交通事故の確率は、いわゆる幹先道路、生活道路の14分の1、それから幹線道路、例えば国や県でいうと20号とか137号とかは、幹先道路の7分の1なのです。そうい

うことがありまして、自動車専用道路へ誘導していくということは非常に効果があることだと思っています。

小越委員

先日、この南部区間の整備効果について、時間が短縮されたという資料をいただきました。先ほど1万5,000台を超えたということですが、今後もそのようにふえていくとお考えなのか。

暫定2車線でも、18分短縮とか、何分短縮と出ております。でも、距離は変わらないわけですから、4車線になったから18分が9分になるというわけではないと思うんです。4車線になったとき、車が今の2倍、3倍ぐらいにふえないと、4車線はいっぱいにならないわけで、4車線にすれば時間が短縮するとか、車が2倍、3倍になるという検討はあるのでしょうか。

上田道路整備課長

将来交通量が増えてくると、2万7,700台を想定しています。それで、今、工事をやりたいということです。

それから、事業効果、時間短縮効果とは別に、今はぎりぎりの状態で車が走っています。要は、もう満杯の状態なんですね。だから事故等が怖いということがあります。それで、今、整備する必要があると判断しておるわけです。

小越委員

私は、この問題については疑を唱えておきたいと思います。これについては反対をしたいと思います。私も通ってみましたけども、混んでいる時間も確かにあります。でも、混んでない時間のほうもかなりあります。本当に今4車線が必要なのか、用地がたまたまそこにもう買収してあるから、お金が来たからすぐやれという。今まで2車線だったのが、もう少し待っていて4車線の工事を始めるかと思ったら、ここに来て急転直下、それはお金が9億円ついたからということですよ。

この9億円というのは、今回の補正予算で一番大きい金額になっています。今本当にここが必要なかどうか、もう少し検証するべきだと思うんです。4車線にするということで効果が果たしてあるのかどうか。このお金を違うところに回すべきではないかと思っています。先ほど、29億円と言いましたけども、当初のところていくと817億円ですか、そこに29億足すと900億円近くになるかな。それを9キロにかけて本当に効果があるのかどうか。私はこの点については反対したいと思います。

(急傾斜地崩壊対策事業費について)

次に、砂防課についてお伺いします。補正予算課別説明の県土10の急傾斜地崩壊対策事業費南部町矢島のところです。この南部町矢島の事業費はお幾らでしょうか。

望月砂防課長

事業費1,000万です。

小越委員

1,000万というのは、国の補助金450万です。国の補助金の要綱を見ますと、急傾斜地崩壊対策事業は受益者負担金額は事業費の10%にするとなっています。であれば、この国補のところは1,000万の事業であれば、国の補助金は500万のはずですけど、なぜ450万なのでしょう。

望月砂防課長

受益者負担金が、事業費に対して10%いただく計算になりますので、まずそこで100万は差し引くと、その残りが900万ということで、900万に対する国の補助率が2分の1ということで、国庫補助事業費が450万という関係になります。

小越委員 国に出す工事の事業費は900万。だけど、県が見積もる事業費は1,000万。その違いはどのように出てくるのですか。国は事業費の10%と言っていますよね。でも10%といえば900万だから、負担は90万じゃないですか。それがどうして100万になるのでしょうか。最初に、市町村分を引くもとの1,000万というのは、どう見込んでの1,000万が出てくるのですか。

望月砂防課長 1,000万がどうして出るかというと、先にその事業全体の必要額が1,000万という金額が出ますので、それに対して受益者負担金が10%。そして、受益者が負担された金額を差し引いたものに対して国に2分の1の総事業費をお願いするという計算になります。

小越委員 ということは、必要額というのは工事の900万のほかに100万。この100万はどういうお金なのですか。何に使っているのですか。

望月砂防課長 100万も含めて一つの事業費ですから、それには当然工事費も入ってるし、事務費も含まれております。1,000万を一つの事業として執行し、100万と900万を分けて執行するわけではありません。

小越委員 それならば、事業費の半分だから、国に500万を補助金を申請するのではないですか。全部の事業費を一つとして執行しているのだったら、なぜ国に450万で出すのか。国に対しては900万の工事と出しているわけですね。1,000万の工事費で出しているのですか。1,000万だったら負担金は100万だけど、その前に引いてから出すんですよね。この勘定が合わなくなってくるんですよ。この100万は、何の経費で市町村に負担させているのですか。

望月砂防課長 私の説明がよくないのかもしれないのですが、一つの工事をするのに、地元が自分たちの責任というか、自分たちが本来やるべきものが10%あるという解釈から、それを先に100万マイナスというのは理にかなった方法だと思っています。

河西県土整備部技監 急傾斜地事業というのは、急傾斜地法の中で、その受益者の負担を取ることができると決まっております。ということで、最初に必要な事業費を算定いたしまして、その中で5%から20%の範囲におきまして負担を取ることができます。ということで、この場合はたまたま10%でございまして、最初に1,000万の事業費のうち、10%はその受益者に負担をしていただくと。そして残っている900万につきまして、県が施工します事業の2分の1の補助を国からお願いするということが450万という補助金になります。通常負担金につきましては、急傾斜地の場合は先取りをしております。

小越委員 先取りするのはどういうことなのでしょう。当初予算のところ、そもそも国補率は地元負担を除く事業費の2分の1とありますよね。最初に地元負担を除くということは、地元負担金のこの100万は何を负担させるのですか。総事業費は工事費だけですか。工事費のところは、2分の1ずつ負担を国補申請できますよね。市町村に負担させるこの100万の中身、内訳。

望月砂防課長 先ほども申し上げましたけども、事業費として10%の100万円ということですから、その100万円が1,000万円のうちどこに使うという勘定ではないです。1,000万の中で工事費も計上しますし、事務費もありますので、単

純に言えば工事費も事務費も10分の1は含まれているということになります。

小越委員 先日、新聞紙上でもありました。埼玉県では、この急傾斜地崩壊対策事業の中に県の人件費と、それから県が負担する共済組合掛金が含まれていると、こういう報道がありました。山日新聞にも、山梨県でも急傾斜地崩壊対策事業の公共事業に市町村が負担金を支出と説明があります。その内訳の中に、工事費のほか県職員の人件費や共済組合掛金も含まれていると、報道があるんですけど、今回のこれにも入っているということですか。

望月砂防課長 砂防課ではそこまで把握できません。

吉澤県土整備総務課長 地元の市町村からの負担金ということで100万円を今回お願いしているということなんですが、これは先ほど説明したように法律で定められている負担金でございます。そして、この負担金の内容というのは、事業費に対して負担額が幾らと定まっておりますので、工事費とそれから事務費ということであわせて事業費という形になっております。ですから、その内訳を示して、10%という形で負担をいただいているわけではなくて、全体の事業費の中で10%負担ということになっておりますので、人件費とか事務費、そういったものも含めた中で負担金という形でいただいているものでございます。ほかのものについても同じ考え方です。

小越委員 私は、これはとある市の我が党の議員からお願いして、負担金のことをどのように市町村が理解しているか聞いてもらったんです。そうしたら市町村の人は、中身はわからないと、わからないので県に聞くから待ってくれと言われました。県に聞いたらわからないという説明が返ってきたそうです。だから今お話がありましたけど、工事費のほかに事務費が入っていると。事務費の中に人件費も入っているということですよ。そうすると、この新聞の報道どおり、多分県の職員分も入っているとなりますと、もしかして共済会も入っているんですか。

この矢島のこの工事は、そもそも新年度予算に入っていますよね。新年度予算のときに10%もう既に負担金で払っているわけです。今回もまたこれで払ってもらうというのは、同じようにどんどんやりますので、経費経費ということで市町村の負担が重くなりませんか。なぜここに、負担金の中に経費という名目で、事業費のほかに人件費とか事務費を市町村に負担させるのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 事務費につきましては、国の補助金をいただくときには、国の補助事務提要というものがございます。そして、国のほうにその事務費の用途、これは何にするかということで細かく定めたその事務提要がございまして、それに沿って国のほうに協議をいたします。人件費に幾ら、それからその他の事務費に幾らと、その中でも出先の事務所に幾ら、本庁に幾らという形で細かい協議をそれぞれ行います。国のほうからその用途協議で了解をいただいた額について、事務費として執行します。これも率が決まっております、0.2%から7%の範囲だったと思いますが、率がその事業費の額によって決まっております。事務費を国と協議をする中で、用途を決めて使っております。ですから、市町村に負担していただくその100万という中には、当然工事費がほとんどですけれど、一部事務費も入ってくるだろうという形になります。

小越委員 条例上見ましたら、経費の一部と書いてあるんですね。経費の一部を負担させることができると。だから、経費というのが何かというのを市町村としっかり話

をしていないのではないのでしょうか。本会議で、国直轄負担金の問題で知事の御答弁がありましたけども、情報提供がされていないと。県も市町村への負担金という形で、それと同じような構図になっているではありませんか。

私も、四つの事務所を回らせてもらいましたけども、この急傾斜地のところ、多いところはいっぱいあります。峡南地域とか富士北麓とか、早くやってもらいたいという声がたくさんあると聞きました。しかし、市町村の負担金が大変で、これは市町村の負担金が払えるところだったからここをやったという説明がありましたけど、市町村の負担金が大変重くなっているんです。10%といいましても、市町村にとってみればすごく大きなお金なんです。だったら、負担金のこのやり方は、国から県が直轄負担金で情報が開示されていないのと、同じような仕組みを県が市町村にやっているということになると思うんです。このやり方は、見直しをすべきだと思いますので、これは提案しておきます。

討論 なし

採決 起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第86号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第87号 変更契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第88号 変更契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

(休 憩)

所管事項
質疑

(山梨環状道路等について)

河西委員 山梨県環状道路と、その関連の周辺の道路についてお聞かせいただきたいと思
いますけれども、3月14日に南部区間田富玉穂間3キロが開通して、南部区間

全体の9キロが全面開通ということで、大変よかったと思っております。特に、私どもの圏域からも中部横断道の南アルプスインターや西のほうへ向かって、大変時間も短縮されて便利になり、本当に経済効果も大きいのではないかと考えております。

それを受けて県は、5月19日に、効果はどうだということで、交通量調査をしたようにございますけども、報道等でも、効果が大変出ているということであります。その反面、南北間の両端といいますか、西下条のインター、また甲西バイパスの交差点等の両端で若干の交通の集中が見られるということです。先ほど小越委員のほうからは、残りの若草の1.9キロの2車線を今4車線にすることには反対だということでしたが、私はぜひ4車線化を早く進めていただきたいと思うわけで、全線がまだつながっていないから集中するというのは大変無理からぬことです。その若草工区の1.9キロの今後の工程を聞かせていただきたいと思っております。

上田道路整備課長 若草工区の今後の工程、計画でございますが、午前中の予算の説明のときにも触れさせてもらいましたが、事業費は4分の2車線から4分の4車線にするためには約29億円でございますけれども、5年計画と、当初設定しておりました。ただ、今回の補正もございましたので、補正も投入して1年でも早くということなんです。今後また財源がどのくらい絞られるか、心配な部分もありますけれども、今のところ5年という計画を1年でも早く供用開始させたいと思っております。

河西委員

ありがとうございました。

ぜひ1年でも早く進めていただきたいと思っております。

それから、その関連している道路が幾つかあるわけですがけれども、県道の甲府市川三郷線の西花輪の交差点ですけども、あそこは渋滞が朝晩大変激しい。特に右折レーンが全然ないんですね。だから、厳しい道路だと思っておりますけれども、この環状線ができて交通量調査をしていただいたようですが、その西花輪の交差点のデータも出ているのではないかと思います。その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

上田道路整備課長 先ほど、5月に調査をしたということで、西花輪の交差点でございますが、この道路は従来から南北方向、東西方向とも1万台を超えている道路ということで、その沿線の人だけでなく、通る人みんながあそこについては右折レーンも全くなく、すき間もないということで、例えば右折車が1台いると信号がそのまま変わってしまっただけで、大変長い間懸案になっていたところだと思っております。

実は、今度の新環状、これはモニターでございますけれども、交通量調査をさせていただきました。結果は、東西方向、浅原橋から東花輪の駅に向かうほうはおおむね25%交通量が減っております。ただし、南側、市川のほうから入ってきて甲府へ向かっていく南北関係、そちらは逆に若干だけ交通量がふえているという状況になっております。

想像ということになりますけれども、東西方向は平行して新環状ができたので減ったのだと思っておりますけど、逆に南北方向は新環状道路に乗るためにふえた車も若干あるのかなと分析していきまして、依然として交通難所になっていることは間違いございません。

河西委員

ありがとうございました。

確か、東西は今も言ったように調査していただいたんですけども、南北の区間

が調査をしていないので、私もどうかと思って通ってみたんですが、やっぱり今課長が言われるとおり南北は若干ふえているような気がいたします。25%減った東西は、朝晩ちょっと通ってみましたけども、やはり25%ですから、効果があったとは思っておりますけども、そんな状況ですから、まだまだ必要だと思います。

おかげさまで、今度の補正を見ますと、あそこの詳細設計や用地の測量ということで1,500万ほどの予算づけをしていただいておりますけれども、この今後の工事、どういう工程でやっていくのか、それを教えていただきたいと思っております。

上田道路整備課長 西花輪の交差点につきましては、平成19年度に河西先生のほうから一般質問されて、お答えもしたのですが、当然、新山梨環状道路の南北間がつながることによってある程度の渋滞緩和は期待したわけで、そのとおりと思っておりますけども、それで解決できるような話ではないと思っております。あそこが、ガソリンスタンドになっていまして、ほとんど営業もしていないという状況がありますが、余り大きく交差点を直そうとすると大変時間もかかるわけですから、地元のほうにお願いしまして、現場事務所のほうであそこの中で協力していただけるかどうか確認をとり、確認にも応じていただける範囲の中で何とか少しでも改善ができないかということで調査をしてみました。

おかげさまで、今いただいている情報だと、四隅との了解はいただいていると聞いています。ただ、個々の家屋などの単価についてはまだ提示に至っておりませんけれども、その前に一応了解をいただいているということですから、そこについて今度は絵をしっかりと書いて、面積も固めて、補償費も幾らという交渉をしたいということで今回詳細設計、これからそれに伴う用地測量を実施し、できるだけ早く改良はしていきたいと思っております。

河西委員

ありがとうございました。

予算づけしていただいたということで、前へ進むということだと思っておりますけど、できるだけ早くよろしくお願ひしたいと思っております。あと1点お願ひしたいのですが、やはり環状道路にも関係あるんですけども、同じ甲府市川三郷線の上河東で、医大へ入っていく進入路があるんです。この進捗状況と、それからもう一点、JR東花輪駅の宮本踏切というところの道路改良と、歩道がなくて大変危険だということをお願いをしておると思っておりますけれども、その進捗状況を聞かせていただきたいと思っております。

上田道路整備課長

今のお尋ねは、医大入り口の交差点、それから東花輪の駅の宮本踏切のことだと思っておりますけれども、医大入り口のほうは私どもの所管ですので、お答えをさせていただきます。宮本踏切は、道路管理課長のほうから説明させていただきます。

医大の入り口ですけれども、今は、ジャストの地点の交通量ははかっておりませんけれども、結果から言うと、平行している昭和バイパスが非常に短時間で抜けるようになったものですから、それぐらいの効果はあるかと思っておりますけれども、交通量とするとやはり2万台ぐらいをあの交差点はさばっているということでございます。

それで、道路の北側のほうが割合土地があいているものですから、そこについてお願ひしていた経過があります。地権者が3名いまして、その上物を使っている方が3名おります。このうち2名については了解をいただいておりますので、おおむね交差点ができると思っておりますけども、あと1名がまだわからないという

ことです。私たちもつくる以上は30メートルぐらいの右折レーンがいいと思っていますけれども、もし仮にしっぽのほうがだめであれば、当面20メートルつくっても、円滑な交通を図れると思っていますので、早速用地買収にかかりたいと思っております。

川崎道路管理課長 花輪駅近くの踏切の拡幅と歩道設置ということでございますけれども、これは主要地方道葦崎南アルプス中央線の花輪駅のすぐ近くということで、交通量が多いところで、踏切が狭く、大変危険ということで予算づけもしてありまして鋭意進めてきたわけですけれども、用地交渉がこの5月に完了いたしまして、いよいよ今年度から工事へ入れるということでございます。

また、JRとの実施協定につきましても、本年度中に締結できる見込みであります。来年度、踏切の拡幅等の工事を完了できる予定になっております。それで、23年度に残りの道路改良、舗装等が終わって、23年度中という形で完成させたいと考えております。

河西委員 ありがとうございます。

できるだけ鋭意努力していただいて、先ほど課長が言いましたように、もしどうしてもだめということであれば早く回していただいきたいという要望が地元にありますので、距離を縮めてでもいいですから、ぜひそういう方向である程度のめどをつけて、できるだけ早くお願いできたらと思うわけです。関連道路ということで、大変重要なところがありますので、ぜひ早急の実現できるようにしていただきたいということと、環状線本体が一番重要ですので、東部、それから北部は国交省だと思えますけれども、そこが本当につながってこの環状線の効果というか、最大のメリットがあると思えますので、北部区間にしても問題があるようなので大変だと思えますけど、努力をしていただいて早急に解決して、環状線の大きい効果が出るようにしていただきたいと思えます。何かありますか。

上田道路整備課長 PRみたいになって恐縮ですけれども、南部区間ですね、これが開いたことによって開国橋、それから国母交差点まで渋滞が減っているというデータが出ていまして、私どもとすると大変事業効果が広いと思っています。それで、先ほど河西委員も指摘されたように、入口の部分でちょっと詰まっている状態が出ている、西下条ですか、それから西のほうの課題もあります。いいことばかりではなくて事故も若干あります。そういう現実もあります。

ただ、非常に事業効果は高いと思っております、つながるともっとスムーズに全体が流れると思っておりますので、つながる部分、南部であれば東部区間となり、東部区間に続く北部区間は国交省という役割になっておりますけれども、できるだけ早く事業化して効果を最大限にできるように努力したいと思っております。

(公共工事の入札の状況について)

内田委員 私のほうからは、公共工事の入札の実態について伺いたいんですけども、一般的に我々議員の理解というのは、今はもう一般競争入札が主流で、まさにいろんな企業、会社が参入できるということなんですけれども、県土整備部で発注している工事の中で、一般競争入札でありながら、実質的に参入できる、あるいは参入する企業が1社しかないというような状況がどのぐらいあるか。ことしが21年度だから、例えば、ここ数年度の中でどのぐらいあるのか。まずその実態について説明してください。

吉澤県土整備総務課長 一般競争入札ということですので、通常であれば最低20社ないし

30社程度は参加できるような条件というものを設定するのが普通であります。

内田委員 今の説明はわかっているから、先に実態だけ言ってください。幾つあったかということ。

吉澤県土整備総務課長 応札が1社しかなかった件数ということですね。

内田委員 そうです。そういうこと。

吉澤県土整備総務課長 応札が1社しかなかった件数ですが、これは平成20年度の執行状況ですけど、一般競争入札で、総合評価方式を除きますけども58件。それから、総合落札方式では52件という結果です。

内田委員 この数が多いか少ないかというのはちょっと置いておいて、我々の感覚だと、まさに一般競争入札というのはさっき言ったように少なくとも20社とか30社とか、そういうところが参入をして、ある意味では自分のところの技術力をもってして競争をして、そして応札をして、落札して、結果が出てくるわけですね。それが普通だと思う。

だけど、これは平成20年だけだよ。58とか52件とか。そうすると、あわせると110件ぐらいあるということで、私はこの数もちっと驚きなわけだけど、これだけあるということは、一般競争入札というものの本来のあり方から見てどういうふうに考えますか。

吉澤県土整備総務課長 一般競争入札というのは、一般論として言われていることは、単に入札があるということとを予想して、これと競争する意志を持って入札するということがあります。ですから、結果としてその1社入札ということになってもそれは結果論であって、その競争性は保たれているということで、一般競争入札としての問題はなかるうというのが一般論です。

そして本県もそういう考え方で、一般競争入札で結果として仮に1社であってもこれは問題ないということで扱っております。

内田委員 その辺がやはり我々と違うところだと思うんだけど、一般の県民から見ても、一般競争入札が年間、例えば土木の発注する事業の中で110件も1社しか入札がなかったというのが、県の職員からするとこれは別にいいじゃないですかという感覚というのは、非常に不思議な部分だと思うんだけど。そこで、道路清掃の関係で、これは私が今持っている資料だと平成14年からしかないんだけど、平成14年が随意契約。それから、平成15年から16年、17年と3年間だけ指名競争入札で、5社が応札をして、あるところが落札したと。18、19、20、21と、ことしまで、この4年間はある1社だけが応札をして、その道路清掃業務を受けて、大体年間で金額は2億ちょっとぐらいですよ。それで、驚くのは随契というのはわかるけども、平成14年から今年度まで、ずっと同じ会社なんです。会社の名前は途中で変わっているけども、でも同じなんですよ。こういう実態って、県民なんかもちろん全く知らない状況の中にある。我々議員の中でも、多分私はこういう資料を請求したりしたからわかっているけども、こういう状況が続いてきているわけです。そこで、私がこの間、担当さんと呼んで話をしたら、こういう入札の公告書みたいなものを持ってきてくれて、これに基づいてやっていますと。この中を見ると、いろんな条件が出ているんですよ。参加資格の条件などいっぱい出てきていて、こういう中で多分落とされていると思

うんですよ。この1社しか応札ができないようなシステムになっているわけね。これは、さっきの言い方でいうと、県の側から見ると、ほかの県もそうだという言い方なんだけど、一般競争入札のていをなしていないと思うんだよね。一般競争入札ということの解釈からいくと、私は絶対おかしいと思うんです。そこで、平成14年が随契とあるけども、今渡した資料だとこの14年より前はどうなっていたんですか。前はこういう業務がなかったということですか。それとも、14年まではずっと随契できたということですか。

吉澤県土整備総務課長 昭和48年から平成14年まで随契だと承知しています。

内田委員 さらに驚きだよ。年間2億何千万のお金を、ある特定の業者にずっと随契で、15年からは、3年間。そして、ここでまた、この間私が担当課へ聞いたら指名競争入札へ戻すかというようなことを言われたんだよね。何か、我々があずかり知らないところでこういう実態があるということが物すごく驚きなんだよね。だけど、さっきの課長の説明だと、これは別に不思議なことじゃないですよと、こういうこともあるんですよということなんだよね。私はこれを見ただけでもあり得ないと思ったの。これは何でこうなるんですか。

吉澤県土整備総務課長 これは、公告の要件の中に、ガードレール、清掃車等を使用したその道路清掃業務元請として請け負ったその実績を有することという条件があります。それで、現在お手元のほうにお配りしてある平成15、16、17のこの6社と、それからもう1社を含めて7社が実績があると私どもは承知しているんですが、その中で応札をしていただければ複数の業者による競争入札という形になったであろうと考えられます。公募の中で1社に限定したような条件をつけているわけではないということです。

内田委員 我々がよく、例えば県の関係でも、BとかCとかランク分けしますよね。その下のランクの経営者と話をするときには必ず言われるのは、参加条件である実績がないからと。それで経営者は、「実績を、議員さんどうやってつくったらいいですか」と言うのね。土俵に乗せてくれないのに、実績なんかつくれるわけないですよ。だから、こういうことが我々にとってみると、この制度は何だと、思うのね。実績をつかって上へ上がっていくんだけど、小さい業者なんかはそのつくる場さえないという状況なんですよ。それで、見てもらえればわかるけども、山梨県建設業協同組合と、随契のときにはこうありますよね。山梨県建設業協同組合、わかりますよね。そういうところが、随契ですと48年から受けてきて、そして今度は指名競争入札になったらほかの会社が入ってきました。途中で、建協クリーンロード(株)という名前の会社になり、これは会社組織にしたのだと思うんだけど、でも実態は同じわけ。そうすると、48年からというところわかりますよね、何十年とこの状態がずっと続いてきているわけだよ。3年間だけは確かに指名競争入札をやったけども、実際にはその会社が落札して、15年だけ見てもらえばわかるけども、このときだけ90%切っているんだよね。あとは多分、その落札率というのは95%以上でずっときていると思うんだけど、この実態はやはりおかしいと思う。だけど、さっきの答弁みたいに、いや、こういうこともあるんですよというこの感覚は、私はちょっと違うと思うんだよね。

そこで、こういう実態があるわけ。ある業務については、何十年という間同じ会社が独占をしてきているわけだよ。しかも公告みたいなものを見れば入り込めない余地があると。改めようという気はない。何かしなきゃいけないとは思わないですか。これは部長に聞こう、責任ある立場で答弁をもらわないと。この実

態を部長は知っているよね。

下田県土整備部長 先ほど、課長のほうからありましたように、これは1社しか入れない要件ではございません。これは特殊な業務でございますので、この程度の条件をつけることは正当なことだと思っております。

内田委員 部長の答弁として正当という答弁でいいんですか。これは何十年だよ。

下田県土整備部長 この参加資格の要件は、これは特殊な業務ですので、こういう条件をつけるということは……。

内田委員 聞いていることが違った。何で部長に答弁をしてもらおうかというのと、この何十年という状況がある中で、これでいいのかと聞いているんですよ。

下田県土整備部長 先ほども説明がありましたように、最初は随意契約ということで、この状況がよかったかどうかというのはわかりませんが。

内田委員 それも言ってくださいよ、約何十年と続いてきた随契についても。

下田県土整備部長 何十年については、当時の考えをよく、最初のところはよく把握しておりませんが、随契が続いていたということがいいのかどうか。そのことについて、今の時点で評価することはできないと思っています。そういうことは、その後の世の中の流れで、さすがに随契はまずいだろうという……。

内田委員 何でまずいの。

下田県土整備部長 私はそのときにいせんからわかりませんが、世の中の状況として、競争性をより高めよということだと思います。競争性をより高め、あるいはその公共の契約制度に透明性をもっと高めなくてはいけないということが指名競争、また年度が下がってきますと一般競争と、段階的に変わってきたということだと思います。

ですが、結果として確かに1社、同じとなっているわけございますけれども、一般競争でこの会社しか取れないという条件をつけているのであれば、それは非常に問題だと思いますけども、先ほど課長が言ったように、20社、30社というところではありませんけども、県内にこの条件でこの仕事を請け負うことができる会社は数社ございます。そういう意味で、制度としてはこれは結果としてこうなったということだと、私は思っています。

内田委員 この間、担当の人にも聞いたんだけど、山梨県建設業共同組合、この名前を聞くと多分県の職員が天下っているんじゃないかなと、ぴっときますよね。恐らく、その実態はあったと思うんですよ。これは調べてもらえばすぐにわかることだけど。その後、株式会社になったけども、依然としてそれは続いていたと思うわけ。そして、この間聞いたら、「いや、その県の職員だった人はことしはやめました」ということだったんだけど、それは事実だよ。この間、そういう説明を受けたんだよ。

川崎道路管理課長 私はこの4月から来たわけですけども、4月に、クリーンロードの役員をやっている人ですけども、OBが来ました。それで5月になりまして、今度やめまし

たからというあいさつに来てくれました。そういうことでしたから、今言われるようにOBがいたということは間違いありません。

内田委員

そうするとね、これ以上の実態というのは我々にはわからないんだけど、でも、結果があって随契できて何十年って、48年からだから、30年ぐらいかな。30年近く随契できて、途中で改めた。さっき部長が、これはうまくない、何でうまくないかといったら、今みたいな世の中だと競争の原理みたいなものを入れなくてはいけないとか、あるいは透明度を高めなくてはいけないと、確かにそうでしょうね。そういう中で変わってきた。変わってきたんだけど、現状は3年間だけ指名競争で何社かが入ってやったけど、平成18年からことしまでの4年間はまた、ある意味では無競争ということだよ。実際の入札の部分においては無競争だよ。その前で競争があるかもしれない。それは、この参加資格みたいなもので振られるかということなんだけど、こういう実態があって続いてきているという状況があって、でもしょうがないじゃないですかということ。でいいのかなと私は思うんだよ。やっぱり、これは県土整備部の中でも考えるべきじゃないかと思うんですよ。我々みたいな立場は絶対そう思いますよ。これは、ある意味では半永久的に続いていくという感じがしますよ。しかも、落札率も恐らく98とか、この辺で推移してずっといきますよ。どうですか。

吉澤県土整備総務課長 今の落札率の関係なんですが、今の表の中で一番右のところに落札率が書いてあるんですけど、本年度は94%、昨年が93%ということで、落札率は指名競争入札、一般競争入札の当初より下がっているということで、競争性はまだ保たれていると私もは思っております。

内田委員

これは我々、例えば、私が議長のとくに議会改革とか打ち出したけども、体面、外形はつくれるんですよ。議会改革という外形だけをつくったと、あるシステムをつくって、ところが、実態というのはやっぱり中身であって、中身が変わらなきゃこんなものを幾らやってみたって同じことなんです。指名にしようが一般にしようが、随契はだめだけど。そうでしょう。でも、実質は随契と同じような状況で来ているということじゃないですか。改革でも何でもないんだよ、こういうの。外形を保ただけということ。それで、結果オーライであればいいという考えもあるかもしれないけど、私はそうじゃないと思うな。だから、そういう部分を部内で、これから検討していこうというものがなければ、この実態は変わらないでしょう。特殊な分野であろうが何であろうが、一般競争入札というものを導入しているのであれば、やはりその中には競争という実態がなければおかしいじゃないですか。

下田県土整備部長 何度も申し上げるようですけども、このケースについていえば6社ぐらい。それが多いか少ないか、さらにそれをもう少し広げてはどうかということだと思いますけども。この作業の特殊性もありまして、どの辺まで広げられるか。一般競争だといって、野放図に広げるとかいう考えはもちろんありませんし、この仕事がきちりできる業者の中で、一般競争という制度の中で競争していただければいいと思っておりますので、6社が多いか少ないかも含めて、少し検討はさせていただきます。

内田委員

少し検討するんじゃなくて、大いに検討してもらいたいんだけど、今年度中に検討するということをお願いしてください。その検討するというのは非常にあいまいな言い方で、向こう5、6年かけて検討するというのも検討するね。検討した

結果、状況が変わらなくても検討したということになるんだよね。だから、その辺をこし1年かけてとにかく検討してみましょと、そういう答弁をください。

川崎道路管理課長 いずれにしましても、今は検討を考えていくということになるかと思われま。指名というやり方もありますということで、1社だけしかない場合には5社、6社ありますよという話も先生にしたんですけども、そういう考え方も、どうしても競争という場合はあるということ。それよりも何よりも、入札の参加資格ということは今後考えていく上で、供用中の道路で警備員を伴わなくて道路上を、ゆっくり清掃をしているんですけども、縦断的に長い距離をずっとやっていくわけですから、作業を行うためには、一般交通の安全確保、清掃補助作業員の安全確保のノウハウが必要だと。そういうところも見まして、うちのほうでは入札参加条件としていますが、国とか地方公共団体、中日本高速道路等が発注する道路清掃及びガードレール清掃も、安全が確保できる業者でないとい困りますよと。その中に数社があるということで、現時点ではそれがいいという形でやってきたのですけれども、今後考えていくということ。ともかく、その中では安全を第一に考えております。

内田委員 では、これは、他県の状況を調べてください。これと同じような状況、例えば長野だとか静岡だとかありますよね。この何とかロードサービスみたいな会社が40年も50年もずっとやっているのかどうかという状況もあわせて調べて、その資料をください。

川崎道路管理課長 今、ここでわかる範囲で述べようと思いましたが、資料がということでしたらまた後でお渡ししますが、よろしいでしょうか。

(桂川ウェルネスパークについて)

木村委員 ウェルネスパークについての提案型になりますけれども少しお話をさせていただきたいと思いま。

自分たちの会派で、ウェルネスパークへ行ったことがあったんです。そのとき気に入ったので、こんなすばらしいところへもっともっと大勢の人に来ていただくようにしたいということで、一般の人と一緒に6月3日に再度訪れました。そこで、気がついたことを申し上げてみたいと思いま。

まず、その車にナビがついているからということで、インターを下りたところの標識というのは見たか見ないか覚えがないですが、とにかく迷ったんです。あんなところで迷うことはおかしいという話があったのですが、迷ったんです。迷って行ったり来たりして、何とか入り口へ着いたには着いたんですけども、その間に1枚もその看板がなかった。やはり右に行くか左に行くかというところには、案内板があるべきだなというのが第一印象でありました。

それで、県民に余り知られていないと思うんですね。あそこへ県民が何人行ったかなと思うんですけども、その点について担当としてはどんなふうにお考えでしょうか。

河西都市計画課長 ウェルネスパークは、確かに市街地からはちょっと離れたところにある公園ですけれども、進入路としては、あの地域は国道20号から入って行くと考えられます。それで、どういうふうに迷われたのかはわからないのですが、20号にさえ出ていただければ、あの地域はそんなに迷うような場所ではないと思いま。20号は1本道ですから、そこを通っていただくと公園の入り口の看板があります。20号から入っていただくと、そんなに迷うような場所はないと思っております。

ます。また、新設の公園ですから、県民の方々に周知はしているわけでございます。あの公園は3ゾーンに分けて整備を進めております。それで、平成19年3月に西ゾーンをオープンして、21年3月に中央ゾーンをオープンしています。それから、22年度に、今度は東側をオープンできるように、今整備を進めているわけですが、それぞれの段階において供用開始のときに、地元の広報誌などを活用したり、インターネットもちろんですし、ホームページや関係機関とインターネットでリンクを張りまして、できるだけ周知には努めているという状況でございます。

木村委員 首都圏に近いということもあって、東京のほうからの憩いの場所として来の方も多いのではないかと思いますけれども、県外と県内で大体どのくらいの人が訪れたかというのは数字が出ているんですか。

河西都市計画課長 ウェルネスパークは、計画、目標の入場者数がありまして、合計10万人ということですが、県内の地区から7万人、県外から3万人を想定しています。これは、すべて3ゾーンが全部完成したときの状況です。現在の利用者がどういう方面からいらしたのかというのは、データの把握していません。

木村委員 それでは、公園の魅力についてといいますか、そのウェルネスパークの特色というのは何をうたっているかお聞きをします。

河西都市計画課長 桂川ウェルネスパークは、里山の自然を生かした、健康増進に寄与して成長する都市公園ということで、健康増進というものを、名前がウェルネスパークということですので、健康増進をテーマにした公園ということで整備を進めております。そして、その健康増進には、やはり都会では味わえないような場所で、森林等の活用をしながら健康増進を図っていくことを目的としています。

木村委員 成長する公園というのはどういうことを指しているのか、具体的に。

河西都市計画課長 桂川ウェルネスは、最初の段階は宿泊施設とかプールとか温泉を備えたリゾート型で計画を立てていた公園なんですけど、時代的な変化があり、世の中の経済状況、それから何より利用者のニーズが自然志向に向いたということで、できるだけ自然を活用しながら、自然の中で楽しめるような公園ということで、必要最小限の整備をしています。今後は、その利用者のニーズを踏まえながら、バンガローやその他のニーズが出てくれば、さらに整備を進めていきたいと、そういう意味合いで、利用者のニーズを反映しながら成長をしていくという意味での成長でございます。

木村委員 わかりました。このパンフレットをいただいて、一緒に行った人がもったいないと、これはただの公園としか思えないと。例えば、この一片にここに行けば何ができる、こういうこともできるんだというような楽しさとかいうものがこれにあらわれていないということで、お金をかけてつくったことですからこれを配ってしまわないともったいないのですが、ぜひこれからは、もっとこういうこともできるんだよ、こういう楽しさもあるんだよということを訴える。それについては、まずロゴマークなどをつくったりとか、もっと成長する計画もほしいと思うのですけれども、その辺について御答弁をお願いします。

河西都市計画課長 確かに、委員のおっしゃるようないろんな利用を進めていく必要があります。

そして、我々のほうも公園を整備している中で、できるだけ多くの方々に利用していただく、楽しんでいただくということがもちろん必要だと思っております。パンフレットとか、インターネットを活用しながら、PRを積極的に今後も進めていきたいと思えます。

そういう中で、今、委員がおっしゃった、ロゴマークというのも、その地域の利用者の方々にこの公園を親しんでいただくとか、案内のところでロゴマークを見て、公園へ行くとか、そういう意味合いでいろいろ活用できるものと考えます。ですから、ロゴマークなども含めて、できるだけ利用者に情報を提供するとか、楽しんでいただけるような情報提供をしていくということを検討していきたいと思えます。

木村委員

わかりました。これは、最初のパンフレットですからまだ人が来ないうちにつくったということであろうかと思っております。広いですから、段差があって大変だという話もお聞きしました。お年寄りも子供も障害者も楽しく利用できるようにということで、市民の声を聞くというのも一番ですけれども、やっぱり専門家の意見もある程度入れていくということも必要だと思えます。それから、観光の面も猿橋もすぐそばにあります。そういう点で、もっともっと多様化といいますか、いろんな面からぜひこの公園が、ウェルネスパークが本当に多くの人に愛される公園になるように、また2年後どんなふうになっているか見せていただきたいと思えます。ぜひいい公園にしていきたいと思えます。終わります。

(県道上野原丹波山線について)

石井副委員長

実は、上野原丹波山小菅村、北都留地域ということでございますけども、県道が7路線ぐらいあると思えます。それと、国道が3路線、411号と139号、それから国道20号が通っております。この中で、411号についてはおいらん淵のところのトンネル等のバイパス工事、あるいは139号では松姫トンネルなど、本当に膨大な予算を計上していただく中でありますけれども、県道につきましても7路線ありまして、本当にいろいろの角度から大変御世話になっているところがございます。実は、1路線、非常に心配しているというのは、上野原丹波山線でございます。桐原のところを起点として丹波山までの非常に長距離の道路ですけれども、実は、桐原の沢渡というところに消防署の出張所があります。そこにも、そこへ行くまでも非常に狭いところが何カ所かありまして、これには地元の関係者の考え方などもあるわけがございますけども、何回も設計をしていただきまして、それが変更されるなどあったわけがございます。特にその先の沢渡には青少年自然体験施設があります。それを設置していただいたときに、待避所等を設けて、大型バスもすれ違いができたり、駐車場も2カ所、2台入るようにしていただいているわけですけども、まだ本当に狭いところが続いておりまして、ある面では1路線きりしかない生活圏の道路だと思っております。

また、少子化が進む中で、桐原と西原の中学校が上野原中学校へ統合して、朝晩スクールバスを運行しています。それから、小菅村で高校教育というものに非常に深い関心を持ちまして、県立上野原高校へも、やはり朝に晩にスクールバスを運行しているわけですけども、そういったことの中で、万が一のことがあったらなということもいつも思いますし、また緊急事態に救急車等、あるいは消防車等が通るたびに、狭隘な道路ということの中では非常に心配になります。緊急性が求められたときにどうしたらいいかなど。生命の安全・安心というものを守る、それから生活の基盤ということ考えたときには、やはり優先的にこの道路も改修していただきたいと思えますし、我々も地元として本当に心底それは願い、また協力といいますか努力していかねばならないとは思っています。現実に

は工事費が非常に多額な工事費がかかるということの中では、B / Cの問題もあろうかと思えますけども、今後のその路線に対しての考え方を伺いして、何とか早急に改修ができるようお願いしたいと思っています。

上田道路整備課長 委員のおっしゃるとおり、上野原丹波山線、非常に急峻な中を川に沿って道路が走っているということで、あそこもほかに移動手段がないということでありまして、まさに地方の方の命の道だと思っています。それで、従来から私のほうとしても、積極的に整備をしていくべきだと思い、沢渡などについてはやらしてもらったということです。ただ、なかなか入り口が1本しかないということがありまして、事業は進んでいないという実態があります。現在は、大垣外、芦瀬それから飯尾ですか、3カ所について事業をしているのですが、一番悪い部分から順次やっていくということです。私の感想を言わせてもらうと、なかなか道路を広げるについては狭い土地なものですから、平地を広げようとするとなんかなくなってしまったり、非常に苦慮していることも間違いございません。かといって、余り遠くへ回すと非常にお金がかかるということで整備がおくれてしまうというような実態もございます。

あと、緊急輸送という位置づけにもなっておりますので2車線も必要だろうと思っております、一生懸命やらせてもらうんですけども、ぜひ地元の方の協力もお願いして一緒になってやらせてもらえればと思っております。

石井副委員長 地元でも最大の努力をしてこれからお願いしていきたいと思っております。ぜひともよろしくお願いいたします。

(鏡中条大橋について)

小越委員

2点お伺いします。

1点目は箇所の話ですけども、南アルプスから中央市のアピタのところにかかります鏡中条大橋についてお聞きします。私も何度も通るんですけども、昭和42年にできたという橋で、大変狭い、幅員4メートルぐらいの橋です。確かこの橋は南アルプス市道なので、県の管理ではないというお話もあるのですが、そうは言いつても、あそこを通っている通勤の方も多いです。すぐそこにアピタもありますし、拡幅とか歩道を設置ということも考えたようなんですけども、耐震の問題でそれはできないということになりまして、南アルプス市の議会の中では県道への格上げなど、本事業の効果と必要性を強く訴え、県に対し県事業、または県代行業による整備の実現のため要望活動を強めてまいりますとの答弁があったそうです。県は、南アルプス市からどのような御要望と対応をされているのでしょうか。

上田道路整備課長 橋ですけども、おっしゃるとおり市道ということでございます。釜無川に橋をかけるというようなことになると、約400メートルの幅があるかと思えます。それから、河床変動が非常に心配される川ということでもございまして、そうすると、基礎も非常に大きなものが必要になっていきます。現に、浅原橋、先ほど申しました新山梨環状道路等も事業をやってまいりましたが、非常に大きな金がかかるということでもございます。私どものほうにも、そこを何とかしてほしいという話を、正式ではありませんが伺っているところであります。そうは言いつても、先ほど委員が話されましたが、すぐ下に、いわゆる新山梨環状道路の南部区間が走っていて、両方でアクセスしていますので、ぜひそこを使っていたきたいと思えます。

あの橋そのものは、安全性においても不安のある橋だと思っています。それが

ら、県とすると、あそこへ予算をとというのは今のところ考えておりません。

小越委員 そうは言いましても、使っていらっしゃる方がたくさんいますし、危ないのであれば、あそこの橋そのものを一度ストップされるというお考えですか。

上田道路整備課長 危ないというのは、一般論として申しまして、縦割りとな怒られるかもしれませんが、管理している南アルプス市の判断ということになるかと思えます。

小越委員 私も確認させてもらいましたけども、南アルプス市の議会にそのような御答弁もされているようですが。確かにかなりのお金がかかる部分だと思います。新しい橋をかけるにしましても、それから補強にしても。そうしたら、やはりそこは南アルプス市がしっかり検討してもらわないといけないと思います。やはり県も、それは市の関係だからといって、ただ、門前払いではなく、よく検討してもらいたいと思います。

上田道路整備課長 決して門前払いということではなくて、できれば何とかとは思いますが、いかんせん、県は県、市は市という部分がありまして、こういうことがしたいということであれば、当然真剣に対応して、例えばこういう方法がありますとか、指導といいますか協議というのは今後やっていく必要があると思っています。交通の事情全体をやっぱり見ながら、そこは考えるべきだと思っています。

小越委員 その環状道路4車線のお金をこちらへつけるという考えもあるかと思えます。2車線を4車線にするのではなくて、そちらのほうが皆さん便利になるかなと思います。

(工事契約の発注状況について)

もう一つお話をさせていただきます。工事の契約発注状況についてお伺いします。平成17年から平成20年まで見ますと、全体の工事の件数、土木一式ですけども、公共事業削減ということで件数、金額とも減っていますね。しかし、金額は下がっているんですけども、ランクAは平成17年度は金額におきまして全体の31.6%、件数17.4%、それが、平成20年度には金額が43.6%、件数で20.5%。全体の総枠組みが下がっている中で、ランクAのところだけがふえているんですよ。あと、ランクBも少しふえています。特にAのところとBを足しますと、平成20年度は全体の77%をA・Bで占めているわけです。全体が下がっていて、AとBのところだけがこんなに上がるというのはどうしてなのでしょう。

吉澤県土整備総務課長 今、委員のおっしゃるように、平成20年度のA・Bランクは77%です。平成19年度は67.7%ということで、2.3%ほど上がっているわけなんです。実は、この指名参加の審査というのが2年に一度ありまして、19、20、それから今年度改めて21、22ということで入札参加の受け付けをしています。そこで業者のランクが変わってきているんですが、今年度から発注の見直しを行いまして、低い金額でも多くが参加できるような、そういう入札の参加資格に変更しておりますので、今後、C・Dランクの状況がどうなるかというのは現在のところまだ状況はわからないということです。

小越委員 例えば、県外のところですよ。県外のところも、平成17年度はとても多くて27.1%なんですけど、平成20年度も県外、ジョイント等は9.8%です。これは、DとCを足せば近い数字です。Dが2.0%、Cが11.2%ですから、CとD

とほぼ肩を並べるくらい県外、ジョイント等がとっているわけです。金額も、件数も、1件当たりの金額はもちろん大きいですし。今度、そのやり方を変えた、ことしからということになりますと、当然、AではなくCとかDにも仕事が行くようにというお考えだと思っんですけども、その考え方を。そういうお考えはないのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 先ほど、予算のところでもお話ししたんですが、県内業者の受注というのが平成20年度で99.8%になって、20年度は98.1、その前は97.1、その前は91.8ということで、県内業者の受注実績というのは上がっているという状況です。その中で、A・B、C・Dということで、C・Dを中小企業と見るのか、本県においてはA業者からBまでが中小企業なのかという議論はあろうかと思っますけれど、今後、その発注状況を見て判断をしていきたいと思っます。

小越委員 どういう判断をしてそのように変えたから、CとDに仕事が行くように、どういう考えでやっていこうとしているのか聞いているんです。今のままでいきますと、先ほどのように、そういう資格があるところしか出てこないとか、それは会社任せ、そうではなくて、県のほうからなるべく中小やこのB以下のなるべく小さい会社のところに仕事が行くようにということ、県として考えていかないと。どうしても、資格や実績の問題や、それから機械を持っている、それからこういう資格のある人が要るとなりますと、だんだん上のほうに移行せざるを得なくなってきた、CにもDにも、B以下のところには仕事が行らなくなるという、それでは全体の雇用が上がっていかないと、経済もうまくいかないと。これからこの山梨県の建設業をどうしていくかというときに、とりわけ中小、それから下のほうの階層の皆さんの仕事をどうつくり出すかというのを、ぜひ考えてもらいたいと思っますけど。その方針はどのようなことをお考えでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 公共事業というのが、全体が年々減ってきておるという状況の中で、いかにその中小企業を育成していくか、中小企業の受注ケアを確保していくかということは重要なことだと思っます。ただ、A・Bランクであっても、C・Dランクであっても減る、全体量が減りますから、全体が減っていくというのはこれは仕方がない。今の構造でいえば仕方がないことかと思っます。

それで、C・Dランクの業者の方を中小企業だとおっしゃっているかと思っますが、その受注額の比率というのが、ここ5年ほどを見ても、去年は13%ということで4年ぐらい前よりはずっとふえている状況です。ですから、今回の経済対策におきまして、中小企業のC・Dランクが発注できるような2,000万円以下の工事を10億円程度補正にも上げていきますし、県内企業の育成という、中小の企業の育成ということについては、やっていきたいと思っています。

小越委員 確かにC・Dでなくて、山梨県の場合Aも含めて、全国区から見るとそんな大きい会社がたくさんあるというわけではないと、私も思っっています。そうは言っましても、Aのところは1件当たりの金額はほかのところより断トツ多いです。A・Bのところには、やはり下請、その1次、2次となっていると思っますけども、その1次、2次のところはどこまで把握されて県が指導されているのでしょうか。何次まで。

井上技術管理課長 下請け業者の把握は1次まででございます。

小越委員 1次までの、その下の人ですよね。先日、穂坂橋を見に行ってお聞きしました

けども、2次の、その下はもうその契約会社の話ですから元請のその下のところはわからないという話でしたけども、その下に行けば行くほど、どんどん状態は悪くなるわけです。そのところをしっかりと把握しないで、それから指導もしないと、1次までで、それは元請の話だから仕方ないではなくて、その下のところまで含めて、どんなような下請の要件を出しているのか、そこをこの契約の要件に入れるとか、いわゆる公契約条例ですよ、そういうことをお考えになることはないのでしょうか。

井上技術管理課長 県では、下請け業者の県内企業の優先活用というのを元請業者にお願いしてあります。ただ、それには1次、2次ということはありませんが、先ほど申しましたように、把握している部分は1次だけでございます。

小越委員 そうしますと、県内業者がどんどん下に行けば行くほど地位下げというか、いわゆるハンディもかなり出てくるということです。下の業界の方は皆さんそう言っています。こんなにたくさんの工事で受けたのに、うちのところにはこれしか来ないと。そういうことをしっかりと把握していただかないと、Aの1次のところまで見ていても、全体の雇用条件も含めて建設業の力が、経済力が上がっていかないと思っています。そこをやはり指導しなかったり、要件に入れていかないと、全体がレベルアップしていかないと思っています。

先ほどのお話も、私の不確かな記憶ですけども、確か労働問題が起こってきた会社ではないかと思っているんですけども、このように随契も含めてずっととってきているけど、労働者の実態はどうなっているかというのは把握されているのでしょうか。

いいです。多分、把握していないと思うんですよ。その契約した会社のところだけで終わりじゃなくて、建設業全体をどうするか、下請の随時とか抜き打ちも含めて、どのような管理をされているのか、下請指導をされているのか、ぜひそこは県として責任を持ってやっていただきたいと思います。どうでしょうか。

井上技術管理課長 下請の労働者の実態というのは、事業の発注者がどこまで踏み込んでできるかはわかりません。基本的には、こちらで求めた品質のものを納めていただきたいということで、元請、下請にはお願いするわけですが、個々の会社の中での労働者の実態というのは、なかなか公共事業の発注者という立場からは把握できないというのが実情です。

小越委員 把握できないけど、それが問題だという認識はないのでしょうか。例えば、半分に半分に半分だという、そういうのは問題だと思わないということですか。向こうの元請さん、県と結んだところの責任だからそれはいいということですか。

井上技術管理課長 賃金ということであれば、年に一度実態調査をして、間違いなく工事賃金が労働者に払われているというのは確認してございます。

小越委員 最後をお願いですけど、ぜひそういうところも見てもらいたいんですよ。一つの大きな1億とかの工事、10何億の工事に、1社とかジョイントで契約を結びます。その下に何百人という方、そこに家族を含めると物すごい方々がそこで仕事を得て生活を、なりわいをさせているわけです。その方々の賃金がどうなっているのか、また違法な働かせ方をしていないかということも含めて、もし通報があったり情報があったりした場合は、罪のとがめをこの入札の中に、審査の中に入れるとか、はねるとか、要件にするとか、そのくらいしないと、やは

り全体の建設業者の労働条件や賃金の問題もアップしていかないと思うんです。ぜひそういう問題も含めて、契約の中に公契約条例もぜひつくっていただきたいと思います。

主な質疑等 森林環境部関係

第77号 山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第83号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正

質疑

(治山林道費について)

小越委員 治山林道費についてお伺いします。

2ページの林道整備事業費1億円、先ほど国補がないものというお話がありました。緊急性を要するものとあったのですが、全体で何カ所あり、そのうち今回何カ所、それをどのような基準で選んだのか、もう少し詳しく御説明いただきたい。

深沢治山林道課長 これは、橋梁の補修耐震設計にかかわる1億円の事業費でございますが、平成20年度に、橋梁の維持管理を目的といたしまして、事業費が2,200万円で、13路線・74橋の調査を行っております。

これは、県営林道181路線、全体で466橋あるわけですけれども、これのうち、生活に直結する林道にかかる橋梁につきまして調査を行ったものであります。そのうち、20年度の当初予算で2路線・3橋の耐震設計を実施いたしました。

今年度当初予算では、4路線・5橋の詳細設計と工事費、合わせて3,500万円を計上しておりますが、残りの7路線・16橋につきまして、今回交付金が充てられるものですから、詳細設計を行って、詳細設計のストックをしておき、その後、順次年度ごとに工事をしていくというものでございます。

小越委員 1ページの森林管理道路開設費と、林道改良費ですね。恩特と、一般会計と同じ路線名が書いてあるんですけども、この関係がいま一つわからないのですが。例えば南アルプス市の櫛形山支線、これは結局何メートルやって、幾らかかるのか。別々の予算なのか、1カ所で同じものなのか。ここを説明いただきたいです。

望月森林環境総務課長 一般会計と特別会計の関係を先ほど説明したのですが、一般会計から、特別会計への支出金というものがございます。そのダブりの分だと思っておりますが、例えば1億円、国から補助金を一般会計でいただきまして、自分のところで事業をするときは、もう1億円足せば2億円の事業ができるわけですが、県有林内で

行う場合は、その1億円をまるまる恩賜県有財産のほうに支出して、恩賜県有財産のほうで2億円の事業をするということになっております。

ですから、1億円は一般会計、特別会計、両方ともに出てくることになり、同じものです。同じものですが、恩賜県有財産のほうは自己負担の分が入っておりますから、当然それはふえるものです。

小越委員 　同じものを2つのところで分けているんですけど、結局この櫛形山支線は何メートルやって、お金は幾らかかるのか。結局200メートルやるのに幾らかかるのかというのを、できたら合体させてというか、わかるようにしてもらいたいのですが。

望月森林環境総務課長 　事業の総額は、その恩賜県有財産特別会計の数字を見てもらえれば、トータルの事業費が出ております。

小越委員 　恩特の部分でいいですね。
はい、わかりました。
ということは、例えば県営森林居住環境整備、細野鹿留線。恩特のところを見ますと、この2つの箇所を足して、430メートルに1億5,000万くらいですね。今回、この細野鹿留線に1億5,000万、430メートルを改良するために使われるお金という理解でいいですね。

それで、ここの細野鹿留線については、たしか平成17年度再評価調査によると総事業費が66億8,500万、平成8年から平成30年にかけているのですが、今回の分も含めて、結局この路線は全部やると幾らかかるのでしょうか。平成30年完成ということでもいいのでしょうか。

深沢治山林道課長 　まず、この表の御説明でございますが、先ほど委員が言いましたように、3番と4番の180メートルと250メートル、合わせた数字をこの補正で工事することにしてありますが、個々に書いてあるというのは、工区が違う。したがって、180メートルの6,100万と、それから、250メートルの9,000万を別々に発注するということになっております。

この路線は、東西から開設を行っておりますけれども、真ん中に1つ作業路がありますので、そこからも出ております。東西の工区からは当初予算で見えております。真ん中からは今度の補正でやり、合わせて4口やることになっております。

全体事業費につきましては手元に資料がございませんが、先ほどの全体事業費で変更はございません。

小越委員 　66億8,500万で、平成30年の完成を目指すということですね。今まで幾らぐらい使っていたのでしょうか。
今回の分も入れると、66億に対してどのくらいの進捗率ですかね。

深沢治山林道課長 　申しわけございません。その資料をただいま手元に持っておりませんので、正確な数字はまた後ほどということによろしいでしょうか。

小越委員 　わかりました。
コスト縮減のために、平成17年のときには、幅員を4メートルに縮小にする
と書いてあるのですが、幅員は4メートルということによろしいのでしょうか。

深沢治山林道課長 　そのとおりでございます。

小越委員 そうしますと、平成30年ですからあと9年かかるわけですね。ここに関しては、もう既に間伐や伐採など、そういったものは始まっているということではないのでしょうか。

深沢治山林道課長 開設が済んでいるところについては、森林整備は進んでいるものと認識しております。

小越委員 そうしたら、まだ66億で済むかどうかわからないんですけども、総事業費66億をかけて、山の管理と、それに伐採によって出る、材木によるいろいろな収入も含めると、ペイできるということは考えられるのでしょうか。

深沢治山林道課長 先ほど小越委員がおっしゃいましたように、私どもは再評価を受けております。そのときにもコストとベネフィット、B/Cというものを出示しております、それが1.0以上になっております。これもただいま正確な数字を持ち合わせておりませんが、1.0以上になるということは、コストをベネフィットが上回っていると。したがって、事業をやってよしいということで御了承いただいているものと承知しております。

小越委員 最後ですけど、観光客を含めて、いろいろな観光にも使われるような場所なのではないのでしょうか。そういう見込みがあるのでしょうか。

深沢治山林道課長 基本的には林業ということでベネフィットを算出しておりますが、当然、東西を結ぶ非常に長い林道ですので、舗装もしております。したがって、開通の暁には観光、登山にも使っていただけたらと思っております。

小越委員 林道のお金は、やはり林業振興に重点を置いて使っていただきたいと思えます。既に間伐材の搬出もされているということですけども、一気に山のふもとから頂上まで基幹道を通さなくても、それを徐々にやりながら搬出したりしていくということも含めると、もっとお金をかけるとできるのではないかと思っております。
やはり、林業にお金を使ってもらいたいんですね。観光のお金だったら、県土整備部で予算をつくるのかなと私は半分思っていますので。これからもまた、ここを質問していきますけど、林業のために林道があるということをお願いしたいと思っています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第84号 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

意見 なし

討論 なし

採決 起立採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(明野最終処分場の収支見込について)

木村委員 明野処分場の環境汚染について何点かお伺いをしたいと思いますけれども、この質問に入る前に、まず1点だけ確かめておきたい点がございませう。

稼働することによりまして得られる収益が、ランニングコストを下回るのであると稼働する意味がないという状況を踏まえて、採算性がとれる見込みがあるかどうかということなんですが、損益分岐点は幾らになるのか、お伺いをしたいと思います。

橘田環境整備課長 明野の処分場でございませう環境整備センターにつきましては、公共関与で整備していくということで、先般、開所をいたしたところでございませう。

公共関与ということは、民間事業者とは違いまして、収益を大幅に確保することなく、収支を均衡させていく方針で進めているところでございませう。概算収支計画というものを出示しておりますけれども、それが平成6年の環境整備事業団設立以来、明野の環境整備センターの埋立終了後の維持管理期間を含めまして、平成35年までの30年間ということで収支計画はやっておりますけれども、現在のところ1,800万の黒字が見込めるということでございませうので、その部分がまさに損益分岐点と申しますか、収支均衡をはかっている、こういうことでございませう。

木村委員 わかりました。

(明野最終処分場の環境汚染対策について)

では、環境汚染についてお伺いをします。

明野処分場からの環境汚染を防ぐための対策についてお伺いをしたいと思います。

明野処分場への搬入廃棄物のチェック体制等、大気や水質に係る環境調査をどのように行っているか、お伺いいたします。

橘田環境整備課長 チェック体制でございませうけれども、明野は事前契約制度というものをとっておりますので、搬入を希望する事業者と事前に契約をいたします。

それで、搬入される廃棄物の基準、規格が決まっておりますので、その規格に適合しているかをチェックした上で契約をいたしまして、毎回、搬入時に目視検査、それから埋め立てするときの展開検査、その際の抜き取り検査というようなことをやっている状況でございませう。

木村委員 目視と展開と抜き取りをやっていると。

大気や水質にかかわる環境検査というのはどうやっていますか。

橘田環境整備課長 大気・水質につきましては、環境モニタリングということで、地元の皆様もメンバーに入っています安全管理委員会というものの御意見を踏まえた上で、大気や水質というものにつきましてやっていくということで、法定の基準を上回る回数を明野ではやっていくこととしております。

木村委員 安全管理委員会の意見を踏まえて、大気と水質の検査などをやっていくという、そういうことですか。

橘田環境整備課長 はい。

木村委員 言葉でやっているということだけでは、具体的にわからないのですが。では、大気汚染について伺いますけれども、廃棄物の中のアスベストなどの粉じんの飛散検査には降下ばいじん検査が有効と思いますけれども、降下ばいじん検査を行っていますか。

橘田環境整備課長 アスベストに関しましては、降下ばいじん検査はやっておりません。予定しておりません。

木村委員 このことは大変必要であり、そんなに難しいとは、私は聞いておりません。ですから、これはぜひ必要なので行っていただきたいとお願いをします。次に、地下水への影響についてお伺いします。地域住民の皆さんの自主的な環境調査によりますと、処分場近くの稲の育苗センターの下で採取し、検査をしたということです。地下水の電気伝導度が1カ月足らずで約3割上昇しているという結果が出ていますけれども、環境事業団による地下水の検査結果について、お伺いをしたいと思います。

橘田環境整備課長 地下水の前に、先ほどのアスベストのことにつきまして補足で説明をさせていただきます。降下ばいじん検査というものはやりませんが、空気を採取いたしまして、その空気の中にアスベストが含まれているかということをして2回実施する予定となっております。降下ばいじん検査というのは、ディーゼル車から出てくる排気ガスのようなものをシャーレのようなもので受けとめて検査するもので、事業団では、空気を採取しまして、その空気の中にアスベストがどのくらい含まれているかを検査する予定でございますので、アスベストの検査は降下ばいじん検査はしませんが、検査はしていくということでございます。電気伝導度がふえているという御質問でしたが、この電気伝導度というのは、電気抵抗の逆ということで、電気がどのくらい伝わりやすいかというものでございます。事業団の水質検査の結果ですと、平成20年の8月、それから21年の1月、5月、6月とやっておりますけれども、数値は変わっておりません。単位がちょっと難しいんですけれども、ミリジーメンス・パー・メートルというんですけれども、20年の8月が9.2、21年の1月が9.3、21年の5月が9.2、それから、21年の6月が8.6と、こういう状況でございます。

木村委員 2点答弁がありました。まず、アスベストの検査で、空気を採取するというのは、これは大変難しいことではないかと思うのですが、降下ばいじん検査というのは、網の中へ置いてお

いて、1カ月間で見るということで、そのほうが空気をとるよりも、安定した状態で、確実であろうかと私は思います。

もう一度、その空気を採取してということについては、きちんと調査をしてまいりたいと思います。

それから、電気伝導度を調べた場所はどこなんですか。私はさっき場所も申しました。

もしかして、全然変わらないところで検査していたのであれば、変わらないのではないかと思うのですが、いかがですか。

橘田環境整備課長 場所は、直近のものは処分場の直下です。地下水の集排水管のところに観測井戸を設置しておりますけれども、そこで採取したものでございます。その前は、処分場の下流につくった井戸もございますので、そこでの電気伝導度ということで調査しております。

木村委員 これも、私はその場所のことを詳しくありませんので、再度自分なりに調査をしてから、次のときにお伺いしたいと思いますけれども、この方たちの検査結果を見て、数値が上がっているということを知ったので、人間や生物に、この電気伝導度が上がった場合には影響はないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

橘田環境整備課長 水の中に成分がまざっていると、電気伝導というものは高くなります。したがって、その調査の目的は、水の中にどんな成分が含まれているかというものを調べるわけでございます。

木村委員が把握しているそのデータにつきましては恐らく、私どももよく承知しておりませんが、今現在、明野の処分場に関して建設差しとめの仮処分裁判をやっている中で、ことしの6月9日付で原告側から出された意見書の中にも出ていたデータではないかと思っております。もし、そのデータだとすると、はかった日や天候などによっても変わりますし、場所も違いますので、その辺のことについては何とも言えませんけれども、私どものはかっているその井戸においては、変化はないということでございます。

木村委員 わかりました。

水をきれいにするためのものを入れても、いろいろ数値は動いたりすると思うんですけども、この地域の方が心配をしているとすれば、それは調査したことの公表をしたり、心配をしていることについて説明をしていかなければいけないと思うわけでありまして。

次に、須玉の民間処理場で高い値の出たビスフェノールAという環境ホルモンですね。それについても水質検査を行っていますか。

橘田環境整備課長 ビスフェノールAにつきましては、環境への影響の評価がまだ定まっていないということで、環境基準も定められていない状況ですので、現在は実施しておりません。

なお、ビスフェノールAは、ポリカーボネイト性のプラスチックということで、固いプラスチックをつくる樹脂の原料になるもので、例えば製品例としてはCDやDVD、家電製品、パソコン、サングラス等々、日常生活でいろいろ使われているものです。それが溶けて、その中から成分が溶出すると環境に影響があるのではないかとということで一時話題にもなっておりますけれども、厚生労働省は、成人への影響は現時点で確認できないということですが、そうは言いつても、

摂取はできるだけ減らすことが適当ではないかということで、昨年7月に報道発表して、それに対するQ & Aも厚生労働省のホームページに掲載されているという状況でございます。

木村委員 済みません。
もう一度、厚生労働省に何が公表されているのですか。

橘田環境整備課長 厚生労働省のホームページの中にいろいろなメニューがあるのですが、そのビスフェノールAに対する一般消費者向けのQ & Aということで載っております。

木村委員 つまり、そんなに影響がないということをおっしゃりたいということですか。
私は、その当時一度勉強をして、プラスチックに油がまざると、環境ホルモンをつくり出すということでしたので、プラスチック系のものと油が入るとすれば、そのことは大変心配をしているものですから、お聞きをしたところです。
次に、事業団が行っている環境検査データの情報公開についてお伺いをしたいと思います。
検査結果のデータについては毎月1回、定期的にその内容を県のホームページ等で公開すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

橘田環境整備課長 環境整備センターの環境検査データの情報公開については、毎月の検査結果を展示スペースですね、先般の現地調査でござんいただきましたけれども、入り口の展示スペースで公開をするるとともに、事業団のホームページで掲載をしております。
現在のところ、地下水の結果、それから受け入れの実績、施設の点検状況につきましてホームページで公開をしております。

木村委員 わかりました。その点についても確認をしてみたいと思います。
明野処分場から環境汚染を防ぐ、住民の不安を取り除くということは、丁寧な環境検査と徹底した情報公開をしていくということによって、ガラス張りの公正な運営を行うことだと思えますから、そのことを改めて強く望みまして、終わりたいと思います。

(明野最終処分場の収支計画について)

内田委員 処分場の質問を本会議でしましたので、その関連で明野、次期処分場、それからその次ですね。それらについて自分の考えていることと、こういう場で答弁をいただくということは非常に意味のあることですから、確認の意味でお伺いします。

先ほど、木村委員がどこでその利益が出るかどうかという分岐点の話をしたら、1,800万ということだけ言ったけども、23万トンという受け入れ予定量があって、今、どのくらいかということとは全然出してないし、この間の答弁の中でもそういった具体的な話はないし、そして、何よりも5.5年という地元合意を確実に守っていくのであれば、現状で行くと、多分大幅な赤字が出るのはもうわかっているわけですね。

だけど、例えば、20%から30%ぐらい単価をダウンさせるから、大丈夫だというのが考えかなと思うけども、私はそれにしてもできないと思う。まず、無理だと思います。

そこで、1,800万ということ自体もおかしいけども、まず確認の意味で、5.5年という合意、これはもう絶対に守るということでもいいですね。

橘田環境整備課長 埋立期間の5.5年につきましては、山梨県とそれから、県の環境整備事業団、地元北杜市の3者で公害防止協定を結んでおりますけれども、その中に、埋立期間は、埋立開始から5.5年とすると決められております。

この公害防止協定につきましては、本協定に定める事項を遵守すること、となっておりますので、5.5年ということでございます。

内田委員 そうしますと、たしか知事の答弁の中でも、割引をすると。割引をするということ自体がもう、赤字が出るということですよ。木村委員が言ったのは多分、どこが分かれ目かということをやったんですよ。だから、それについて答えていないわけでしょう。そうすると事業団として、あるいは森林環境部として、このくらいの赤字になるということは頭の中にあるはずなんですよ。

我々は20億だとか40億だとかという数字を出すんだけど、前にこの委員会に事業団の理事長さんが来られて、答弁の中にはないけども、終わってからの話の中で、50億ぐらいの赤字が出るのなら、というような話をされました。総事業費が73億で、建設費が40億ぐらいのものの中で、50億なんて赤字を口にする自体がおかしいけども、そういうことを言っておられるんだね。民間から出てきた経営者でしょ。民間のノウハウを生かすどころか、50億ぐらいの赤字が出るのなら、という感覚自体が、異常だと思うんですよ。

県費を投入しているということは何だと思っているのかな。山梨県という、こんな小さな県が70数億の総事業費をかけてつくったものが50億も赤字になったら、どうするんですか。県はひっくり返るでしょう。そういう意味を込めて、どのくらいの想定をしているんですか。数字を出してみてください。23万トンを入れたとしても、20%や30%、ダウンするということは見えてくるのではないですか。

橘田環境整備課長 その収支の見通しにつきましては、現在、事業団に設置をいたしました経営審査委員会でも搬入状況等も踏まえて、料金見直しなどと一緒に、その審査をして提言をいただくという状況になっておりますので、その辺も踏まえまして見直しをしていきたいと考えております。

内田委員 それと同じ答弁なのですが。

では、20億赤字が出たと仮定しましょう。その20億はどうするんですか。そのお金はどこから出すんですか。

橘田環境整備課長 環境整備センターにつきましては、その部分は、今後どうなるかという状況も踏まえて対応していくこととなりますけれども、県といたしましては、環境整備事業団が市中銀行から借入れをしている借入金につきまして損失補償をしているという状況でございますので、その部分が返せなくなった場合に、その損失補償の部分で責任や損失は出てくると、承知しております。

内田委員 そうしますと、今の答弁をわかりやすく説明すると、損失が出た、赤字が出た場合は県民が負担するということですね。それでいいね。

橘田環境整備課長 県の予算から出すということになりますので、そのような解釈になるかと思います。

内田委員 だから、我々が今、こういう質問をするのです。みんな県民が出している税金

の中から拠出をしていくんですよ。だから、真剣にやっていただきたい。

私に言わせれば、計画自体がずさんということです。

この間、委員会で行きましたよね。現地調査をしたら、入ったところに金魚が飼ってあったでしょう。あれは、地元の人たちが金魚を飼えと言ったから、飼ったと。安全を保証するというのは、そんなことではないよね。あそこに水槽みたいなものをつくって、これ見よがしに、金魚が生きているじゃないですかという感じだけど、金魚みたいなものはたくさん大腸菌がいても、うちの池でも生きているわけだから、そういうのは意味がないと思うけど。つまり、やっていることが地元の人たちの売り言葉に対して買い言葉という感じなんですよ。非常に情けないというか、あきれ返るといふか。

(次期処分場について)

そこで、今のこの明野の状況では、わからないわけでしょう。収支も出せない。この間、私は、この状況で行ったら、満杯にするには180年かかるということも言いました。

そういう中で、次期処分場は境川を候補地に決めて、これもきっちり公共関与でやっていくわけですね。この間、山下議員が一般質問の中で、境川の処分場についての収支みたいなものはどうなっているのかと言ったら、やっていないと。用地も取得の可能性はあるけども、まだやっていませんと。同じようなことがあったら、また、県民がお金を出すんですよ。

だから、計画はきちんともう出して、収支だってある程度出して、そうでしょう。80万立米とか予定量をもう計画しているわけでしょう。トンにしたら、100万トンとかいうものを受け入れるわけでしょう。単価が出てきたら、概略でも収支の計算はできるじゃないですか。それが今に至って、できていないと。環境アセスをやって、26年末までには絶対に間に合うようにすると言っているのではないよね。それを目指していく、こういう言い方ですよ。

そこで、明野の赤字についても12月になれば、多分きちんとしたものを出すと思うけども、次期処分場についてはその結果を今度は生かしていかなければならないわけでしょう。その次期処分場について、この間、幾つか質問をしたけども、答弁でなかなかこうだという回答は返ってこないんですね。

今、環境アセスを盛んにやっていて、基本設計や、あるいは基本計画、その後、実施設計みたいなものがあるのかな。それから、建設に着手をして、完了して、受け入れがスタートするわけですよ。そうすると、ことし21年だから、26年までということはまだ5年ぐらいですよ。

そこで、公共関与ということを取り入れたからには、その根底には自県内処理があるわけでしょう。そうすると、5.5年経過したときに、明野では予定量の3分の1しか埋まらなかった。でも、地元の合意だからそれは埋め戻すわけですよ。すると、計画どおりごみは埋まらなかった状態で移行するのだけども、ここで部長から言ってもらいたいな。26年には、必ず向こうが受け入れ態勢を整えるのですね。目指すのではだめだよ。

小林森林環境部長 この間、質問があったところでございますけれども、今、環境アセス等々を進めておりまして、最大限そこについては努力して、26年中には稼働できるような形でやっていくことにしております。

内田委員

26年度中にはできるようにやっていきますというのは、いずれ結果が出てくるけども、結果が出てきたときに、責任をとる人は残念ながら、県庁の職員にだれもいないんだよね。明野についても責任をとる人はだれもいないんですよ。その当時スタートしたときの知事さん、もういない。環境部長も歴代やめてしまっ

た。本当は事業団の理事長として、そこへ行ってもらえば、ある意味では責任がとれるかと思ったけど、そうはいかない。

何でこんなことを言うかという、根底は、すべて県民の税金でやるからですよ。

そこで、具体的に年度を挙げてください。環境アセスが終了する日。それから、基本設計の完了する日、建設着手の日、スタートの日、これ、全部挙げてください。

橘田環境整備課長 20年度から実施しています環境アセスメントでございますけれども、それにつきましては平成22年度、来年度中の終了予定でやっております。

基本設計と基本計画は今やっておりますけれども、それにつきましては今年度中を完了予定としておりますので、それに引き続きまして詳細設計に着手して、各種許認可の手續、それから用地買収とか建設着工と順次取り組んでいくんですけれども、先ほどからお話をしておりますけれども、26年中の操業を目指すということでございますので、23年度中に用地買収が終えられればよいということやっていきたいと、今、予定をしております。

内田委員 反対運動みたいなものがあるかどうか。今でも地元若干、多分あると思えますね。直接の土地ではなく、その隣接するようところで反対があるのだけ。

今まさに用地買収という話が出たけども、用地買収が23年度で完了するのであれば、用買についての単価もきちんと地元の人たちに、今からその提示をするわけですね。恐らく単価についてまだ提示はしていないと思うけども、私の耳には、非常に高い金額がいっぱい入ってくるわけね。そういうものをトータルして買収する面積に掛けると、すごい金額になるんですよ。

そうすると、明野の比ではないような金額が出てくるけども、そういうことを考えると、私は26年に、要するに明野が5.5年たって埋め戻したときに、こっちはスタートできないなという心配がすごくあるわけね。それで、こんな質問をしているんですが、用買については23年度中に終えられるんですか。

橘田環境整備課長 23年度中に終えたいということやっていきたい、こう考えております。

内田委員 終えたいということは、やはりそれを目指していくということだから、さっきから私が言っていることと同じなんです。終えたいということは、終えるということではなくて、そういう保証はないわけですね。

そこで、県の今までの計画を見ていると、最初は公共関与でずっと行くという形かと思ったら、途中から、次期処分場については公共関与。要するに明野、境川については公共関与、その先は民間がメインになってやる。リサイクル法が改正されたときの趣旨というのは多分、民間が足りないから公共でという形だったと思うけど、山梨県の場合は、残念ながら民間がなかったんですよ。だから、公共が先行して今みたいな形になっているけども、他県の例だと、多分逆だと思う。民間のほうが多いんですよ。

そういう中で、私は安全基準みたいなものが保証されれば、別に民間がいけないということはないと思うんです。民間であったって、公共であったって、事故が起きているところはいっぱい起きているんです。公共だから事故がないなんてことは絶対ないんですよ。そうではなくて、例えば地盤がどうかとかいうことのほうが本当は重要なんだけども、そういうことを含めて民間というのは、ある意味では、効率性みたいなものを考えますよね。

そうすると、当然その単価の部分で、公共関与の山梨県がやっているようなと

ころと競争したときに、民間のほうがコストは安くて競争には勝つ、価格の比較でいくと優位性を保つ見込みが非常に高いわけですね。

そういうことを考えていくと、将来にわたって、確かにずっと公共関与で行くかどうかということはわからないけども、でも、少なくとも運営や経営については公共関与で行くんだと私にはとれるんだけども、明野、それから境川、その次がどこかわかりませんが、その辺まで含めて、運営についても公共関与だということを考えているかどうか。それもはっきりとした答弁をもらいたい。

橘田環境整備課長 現在整備をいたしました明野の環境整備センターにつきましては、公共関与で整備をいたしましたから、当然その埋立終了後の管理期間も公共がずっとやっていくということでございます。

次期処分場につきましても、今は公共関与で進めていくという方針でございますので、維持管理をして、廃止をするまで公共関与でやっていくという方針でございます。

内田委員 これは山下議員の一般質問の中では、時間の関係もあって、それ以上の質問ができなかったのだと思うのだけど。

境川は、たしか19年に決定をしていますよね。そうすると2年ぐらい経過しているから、少なくとも境川については、こういう規模で、こういう形で、そして採算性についてもこういう形で行きますよというものを出すべきだと思うんです。そうしないと、ことし明野がスタートしたときに、我々が、もう赤字だということ認めて行けと言ったのだけでも、県が計画して環境整備事業団がやるものを、スタートのときから赤字などということ言って、できない。そういうことで今があるのだけでも、今まさにそのせめぎ合いみたいのところへ来ているわけでしょう。

明野の状況を見てみたら、公共関与のこういう形で行くには、このくらいでなければ埋まらないというのはわかっているはずですよ。だから、それを私は出してもらいたい。概略を、埋め立てはこれだけだ、年数は何年だと、そして、収支はこうなるんだというものを私は出すべきだと思いますよ。それが本当の意味のこのごみの問題に関する、あるいは環境整備事業団が行うべき情報公開だと思うんだよね。

一番このところが知りたい部分なんです。それを頑として出さないというのは、その裏に何かがあると思わざるを得ないです。

橘田環境整備課長 次期処分場の規模とか想定される工事費等については、19年度の建設地を決定する際の整備検討委員会の中でお示しをしております。

処分場の概要につきましては、焼却灰とか飛灰などを含む一般廃棄物が3品目、それから、産業廃棄物が14品目の合計17品目。処分場の面積が約12ヘクタール、廃棄物の埋立容量が約60万立方メートル、埋立期間につきましては15年以上ということが、概況調査で出ております。

その中でも示しておりますけれども、想定される概算の工事費想定額は約75億円から90億円ということになっておりまして、これは平成19年10月30日の第2回の峡東地区最終処分場整備検討委員会で報告をさせていただきまして、県のホームページで掲載、あるいはプレスリリース、地元説明を行っております。

なお、その収支見直しにつきましては、本会議でも部長が答弁させていただきましたけれども、現在、環境アセスとか基本設計を行っています。これらを実施していく中で、今後、自然環境に対する保全対策の措置や、あるいは施設の配置

や規模、建設の工法など、具体的なものを順次固めていくということでございますので、現段階では、調査設計や用地補償費、あるいは建設などの工事費を含め、概算であっても、そこが不確定であること、それから、廃棄物の受け入れ状況や受け入れ要件、その部分も不確定でございますので、その調査結果資料がある程度整ってこないと出てこないということで、今、現段階では数十年の試算を行う収支計画をお示しするという事は困難でございます。

内田委員

いつも不思議に思うんだけど、今、明野がスタートしていて、明野はもう収支計画を出したわけでしょう。だけど、その出し方がおかしいから、今があるんだけど。

次の処分場については、明野が今みたいな状況にあるから、そこで何かを出すはずですよ。

そこで、ごみの問題というのは10年たつと、物すごく変わるわけ。この10年だけ考えてもらってもわかるけど。明野は焼却灰を入れませんよね。これがあるから、境川では焼却灰を受け入れると言うのだけ。ところが、あと5.5年あるわけです。この5.5年で焼却灰自体がどのくらい出てくるかという予測ができていなければ、おかしいと思うんですよ。

私は、熔融炉のようなものは今の技術で行くと、焼却灰自体が物すごく減ると思うんだよね。多分みんなが予想しているような量は出てこないですよ、残念ながら。そうすると、また、大きいものをつくったけども、さあ、埋めるのにどうするかという状況が絶対に出てくると思うんです。焼却灰そのものをどかんと入れるのであればいいけれども、恐らくそういう状況ではないと思うんです。そういう技術の進歩みたいなものを想定した上で、収支を出していくんですよ。そういうものを出してもいいということを行っているんです。これができないということはないと思う。

確かに、受け入れが終わって、例えば明野で言えば5.5年が終わって、あとの10年間は管理していくわけけども、この管理費であっても簡単に出来るじゃないですか。人件費が幾らで、検査費が幾らでというのは、年数を掛ければ出るわけだから。受け入れる量が決まって、単価が決まれば、出るじゃないですか。

さっき、建設費は75億から90億だと言いましたよね。そうすると、建設費は明野よりもはるかにかかるわけだ。そういう中でやるんだから、これは出来るはずですよ。きょう、ここで求めるということできないけれども、本会議でも質問したわけでしょう。これ、ぜひ出してください。

橘田環境整備課長

先ほどもお話をいたしましたけれども、申しわけございませんけれども、現段階では困難でございます。

内田委員

では、いつ、出すの。
それだけ言ってください。

橘田環境整備課長

例えば何年とかいうわけにはまいりませんが、繰り返しになりますけれども、いろんなデータが積み重なってくれば、それをもとに試算ができますので、その時点になればお示しできると考えております。

内田委員

確認ですが、今の明野の収支計画はいつ出したんですか。
開業するぎりぎりに出したのではないでしょう。

橘田環境整備課長

明野の収支につきましては、概算収支計画という形で、過去4回報告をして、

事業団の理事会で報告しています。

内田委員 1回目はいつですか。

橘田環境整備課長 1回目は、平成15年1月30日の理事会で出しております。

内田委員 21年が開業だったら、6年前に出ていますよね。まさに今、出していいのではないですか。

橘田環境整備課長 15年1月30日というのは、最初の施設の設計が全部でき上がって、申請をするというときでございますので、その時点で理事会にお示した、こういうことでございます。

内田委員 これで終わりにします。

だけど、建設費が75億から90億と出たなら、このくらいの幅で収支を、出せないことはないでしょう。今、開業予定の6年前に出したと言いましたよね、6年前に。5.5年たてば、開業するのだから、言っている意味はわかるよね。出すべきだよ。

これは、今年度中に出すと、ここで約束してください。

橘田環境整備課長 先ほどもお話ししましたけれども、15年の1月30日というのは、最初の縮小する前の計画の廃棄物処理施設、処分場の施設の設置許可の申請を出すというときにできたものですから、設計などが固まって、その時点にならないとこれはお示しできないということを示しています。

内田委員 どうして、こんなやりとりしかできないかということ、あなた方が民間ではないからだよ。民間がやるのだったら、こんなものどっくにしているんだ。そうでなければ、利益が上がらないです。最初からこれだったら、もう大赤字ですよ。

何でこんなことをやっているかということ、税金で運営するというのが前提にあるから、幾らかかってもかまわない、赤字が出たら県が債務保証しているから、それでいいんですという形なんだよ。

橘田環境整備課長 処分場の整備の状況というものがございまして、全国に産業廃棄物の処分場は約2,300あります。

県内には、最終処分場は2つしかない。それも安定型の処分場が1つ、もう1つは自分の会社のものを埋めるところ、安定型処分場は埋め立てのキャパがもう1割未満になっている。こういう状況ですから、処分場を整備していきたい、どうしてもやらなければならないということで今進めているという状況でございます。

また、他県によっては、事業団方式のような第3セクターでやらなくて、直営でまさに公共事業としてやっているところがあるという状況でございます。

(次期最終処分場の環境対策について)

木村委員 私はお金のことよりも、先ほど申しましたように、環境のことがとても心配ということで、環境調査について申しました。

山紫水明の山梨、それから、子供たちにこの美しいきれいな水を継いでいきたいという気持ちがあるんですね。

ですから、水脈の、地下水のないところ、そういうところへつくればいいと思

うんです。

それで、明野は仕方がないとしても、境川のほうには地下水の水脈があるんですよね。そこは大変心配しています。

橘田環境整備課長 処分場の場所を選定する際には、水道水源等に悪影響がないようにということで、水道水源から半径1キロ以内の区域を除外するなど、明野でも整備をしています。

境川の次期処分場につきましても概況調査等々をしておりますけれども、水道水源からの距離が離れておりますので問題がないと考えております。

つくるに当たっては公共関与ですから、安全・安心の処分場をつくっていくということでございます。

木村委員

先日、この委員会でお伺いをして、やはり公共関与ということで、きちんと処理をするということが、県民に対して安心・安全も説明できるし、いいなと思っています。公共関与であるといいなと思っています。

ただ、今言ったように、場所、水脈、地下水、そのことが本当にいつも頭から離れません。ごみが少なくなるのも、本当に県民がみんなで努力してそうなればいいと思っています。

だから、その環境についてもっと皆さんで議論をしながら、少しでもいい方向に行くように、行政も頑張り、議員も県民の安心・安全のためにいろいろ意見を出していくということで、閉めたいと思います。

(次期最終処分場での焼却灰の処理について)

河西委員

明野は、やはりもう稼働しているところですから、しっかりいろんな問題に対応してもらうということが大変大事だと思います。

私は、内田委員と重複するかもしれないけれども、次期の境川の処分場の件で、特に、焼却灰の件についてお願いしたいと思います。

先ほど内田委員のほうで、溶融化が進んでいると。確かにそうでしょうけども、まだまだいろいろな問題点があって、5年ぐらいたった後でも、焼却灰がなくなって、全部溶融化して、いろいろなものに使うというようなことはないと思うんですよね。

結局は、いろんな市町村で構成している一部事務組合が全部そういう施設に変えるということになったとしても、とてもお金がかかるし、簡単に溶融化といっても、溶融化自身もまだまだ問題がありますし、焼却灰はかなり残って、きっとそれは境川へお願いしなければならないと思うんです。

明野は、最初は焼却灰もいいと言っていたんですよね。その点はどうですか。

橘田環境整備課長

明野の処分場につきましては、委員おっしゃるとおり、最初は、焼却灰も埋め立てができるということで、現在の施設も、焼却灰を埋めても大丈夫なような施設になっております。

しかしながら、旧明野村の安全対策委員会での論議や、あるいは地元からの安全性に対する御要望等を踏まえた中で、平成11年に、当時の天野知事でございますけれども、政治的な判断として、焼却灰については無害化して埋め立てをすると、決まったものでございます。

河西委員

重複しますけども、確認をしておきますけども、境川では、焼却灰が必ず入るということで理解しておいていいですか。

橘田環境整備課長 次期処分場につきましては、応募をいただいて整備を進めているところでございますけれども、地元の皆さんにも、焼却灰を受け入れをしたいということで御説明をしまして、御納得をしていただいた上で応募していただいたという状況でございます。

河西委員 なぜ、私がこういう質問をするかということ、今、私のところの地域は中巨摩広域事務組合というところなんですけども、大変長い間、本当に灰の処理に苦労をしている。一般の廃棄物の焼却灰なものですから、それは本当に毎年、毎年、例えば山形へ行ったり、三重へ行ったり、群馬へ行ったりということで、1つだけじゃなくて、幾つも予備的に確保して、もし1つが受け入れてくれなければ、次のところへというようなことで、毎年、毎年、契約更新をして、大変苦労をしているんですよ。今でもそうですけど。

だから、何とかしていただきたいと。ずっと長い間、ほかのところもそうだと思います。今、県外の受け入れ先の県でも、やはり自分の県のそういうものは自分のところだけで処理すると、ほかの県はそういうものは受け付けないよというような環境になってきているから、ぜひ、私は境川を、さっき言った内田委員のような指摘も大変あると思いますけども、それをしっかりクリアして、平成26年にはできて、そして、一番困っている焼却灰が受け入れられるように私はしていただきたいと思います。

これは応募型で、焼却灰も入れていいよと言っていますけども、大変デリケートな問題ですから、最後に来てだめだとかいうようなことのないように、地元の人たちへ丁寧に説明したり、ぜひ慎重に対応していただいて、その焼却灰を受け入れていただきたい。それだけを言いたくて関連質問させていただきました。ぜひよろしく願いいたします。

橘田環境整備課長 一般廃棄物の焼却灰の最終処分場は、山梨県では、甲府市が自分のところの家庭から出るごみを処分するための処分場が1つしかございません。

したがって、一般廃棄物は自区内処理、それから、産業廃棄物も自県内処理ということで、他県へは搬入の制限がされていると、こういう状況でございますので、今後とも地元の皆さんの理解を得ながら、私ども一所懸命汗をかいて、地元の住民の理解を得て進めてまいりたいと、こういうふう考えております。

(明野最終処分場の安全管理委員会について)

小越委員 先ほどの安全の問題で確認をしたいんですけども、大気や水質のところ、地元の皆さんのところで、少し異常が出ているのではないかと。しかし、こちらのほうでは、変わらないという形だったんですけど。

そこで、安全管理委員会が設置されているはずなんですけども、この安全管理委員会は、稼働されてから開かれたのでしょうか。開かれたかどうか、まず。

橘田環境整備課長 今年度はまだ開かれておりません。

小越委員 開かれていないとすると、いつ開くのでしょうか。

そして、当局とすると、変わっていないと言いましても、さっきの裁判も入っているかもしれませんが、変わってきている、不安があるわけですよ。いつ開くのか、どういう状況になると開くのかです。

橘田環境整備課長 安全管理委員会につきましては、事務局を環境整備事業団がやっております。例えば何月に開くのかということは、現在、承知しておりませんが、5月

20日に開所して、7月に入ったということでございますので、早く開いてもらいたいということで、環境整備事業団に話をしまして、早急にまずは第1回目を開くということで進めていきたいと考えています。

小越委員 ということは、7月になり、安全管理委員会が開かれると受け取りたいと思います。

であれば、そのときに整備事業団が持っている資料と、皆さんの声もお伺いして、その協議した結果をどのように反映されるのでしょうか。

橘田環境整備課長 今も私どものデータはホームページ上でも公開をしておりますので、その辺の説明をしながら、丁寧に説明をしてみたいと考えております。

小越委員 あくまで、それは当局のデータだけであって、今、木村委員のお話にありました、異常が出ているのではないかという、そのデータは安全管理委員会には反映されないのでしょうか。

橘田環境整備課長 恐らく採取の水ですから、採取をしている井戸が違うと思うんですね。ですから、例えば同じところでとって、データが違うということであれば、比較もできるのですが、場所も違いますから、その辺は、私の口からでは何とも言えないのですが。

小越委員 同じ場所からは、同じものしか出てこないと思うんですけど。

違うところから出るとということは、その地下水に影響があって、異常が出ているかもしれないですね。だから比較するのであって、同じところから出れば、同じものしか出ないわけだから。

私は、せっかく地元の皆さんが、こういうデータも持っていらっしゃるのであれば、安全管理委員会もそれを持ち寄って、こうなっているということも含めて、原因を解明したりといったこともしないと、住民の皆さんの不安は解消されずに、平行線だと思うんですよ。

だから、皆さんの持っている資料を全部持ち寄って、解明するとか分析するとかいうことをするべきじゃありませんか。

橘田環境整備課長 原告の皆さんが出しているデータは裁判の資料にもなっているということでございまして、安全管理委員会は、旧明野村の浅神8地区の区長さんが、地元のそれぞれの代表ということでメンバーになっております。それで、今年度は地元の浅尾区の区長さんが、以前、反対派の対策協の会長でありました篠原眞清北杜市議だと伺っておりますので、その辺につきましては、篠原委員のほうからも必要であればそういう話も出るのかなと考えております。

(明野最終処分場収支計画について)

小越委員 先ほどのお話を聞いていますと、もうかるかどうかと、分岐点がどこかというところに話が行っているのですが、そもそも15年、1,800万という数字が出ているんですけど、たしか5,000万、6,000万、そのくらいの黒字になるという試算があったと思うのですが、そのときに対応はなかったのでしょうか。

橘田環境整備課長 概算の収支計画というのは、平成14年度に理事会で出したのが2,300万円の黒字、それから、17年度の理事会で出したのが1,600万円の黒字、1

8年の理事会が19年3月28日ですけれども、これが7,300万円の黒字、それで、今話題になっておりますのが、昨年5月27日の概算収支で1,800万の黒字と、こういうことで報告をしておりますけれども、それぞれのときに、そういった視点からのお話は特になかったです。

去年の、20年5月27日の理事会の概算収支計画ですから、6月、9月の議会もありましたけれども、そこが争点になってきたのは12月議会、こういう状況でございます。

小越委員 前の共産党の県会議員にも聞いたのですが、そのとき、私どもはずっと反対しておりました。

7,300万の黒字のときや1,600万の黒字のときはほとんど話題にならず、今、この大きな1,800万の黒字でいいのかと話が出てきたことを、異様に疑問に思っているんです。そのときの2,300万と1,600万、今よりもっと少ない数字ですよ。7,300万も多いかわかりませんが、そのときに、これしか黒字が出なくて大丈夫なのか、心配ないか、どうやったらいいかというような検討は、議論はなかったんですということですよ。

橘田環境整備課長 そうですね。

小越委員 それであれば、今どうして、こんなにこの1,800万ということなのか、私は少し疑問なんです、もうかるか、もうからないかで、この処分場があるか、ないかではないと思うんです、私は。

(住民合意について)

私が一番心配なのは、やはり明野の場合は、住民との皆さんとの関係がどうだったかということだと思いますよ。2億、3億もうかるのだったら、どんどんやれと。そういうものではないと思うんですよ。住民の皆さんはあの場所で本当によかったのかと非常に不安なのです。

前回の所管のところでは委員会の議員の中からも、住民合意が本当にあったかどうかということが心配だなとかという話もあったんですけど、この住民合意のところの問題点をどう認識されていますか。どなたかお答えください。

明野の処分場をつくるにあたっての住民合意との問題では、どのような反省や教訓をお考えですか。

橘田環境整備課長 前に、知事も記者会見の中で話しておりますけれども、やはり、いわゆる迷惑施設ということでございますので、地元の皆様に、県民の皆様の御理解を得ながら進めていくということが非常に大切でございます。

そういう面から申しますと、平成6年に事業団が設立されて以来、着工まで12年の歳月を要したということでございますので、そんなにかかったということであれば、そこは素直に反省すべき点があったのだらうと思います。今まで、私どもの先輩方がそれぞれ苦勞をしてやってきたことではございますけれども、そのときの判断でいろいろ適切にやってきたと思いますが、今振り返ってみれば、誤解があったり、もつれたりというようなことがあったのではないかと感じております。

小越委員 もう、これで終わりにしますが、2,300万、1,600万のときに話が出ずに、今、どうして出てくるかというのは私は非常に疑問で、私たちもずっと一貫して、住民合意がなされていない、安全も確認されていない、なぜ建設するのかと、ずっと私どもは反対してきました。先ほどの木村委員の話も含めて、安全

が確認されたとは言いがたい状況も出ています。

今、収支のことが出ているんですけど、今、ここでやめたほうがまだ傷は小さいのではないのでしょうか。そういうお考えはないのでしょうか。

橘田環境整備課長 今、委員は安全が確認されていないとおっしゃいましたけれども、私どもは全国トップレベルの処分場で、安全・安心ということですし、観測データからの安全は十分に確認をされていると思っております。

それから、安全性と収支というものはどうしても相反していくと考えております。法律の基準だけクリアすればいいのではなくて、さらに上乘せをしてつくったと、こういう処分場ですので、経費も非常にかかっているということもあります。

また、収支見通しの議論も重要だと思えますけれども、本県にとりまして必要不可欠な施設であると。だから、つくっていくのだという議論がずれているのかなということ、私個人としては感じているところでございます。

小越委員

私もそう思います。

お金のことがだけが先行していて、大事な安全確認とか住民の合意の話が、それが後になってしまっただけでは元も子もないと思っています。

やはり自分の県で、自分のごみは処理するということはもう基本ですから、どこかに持っていかるとか、だれかに頼むのではなく、お金はもうかるか、もうからないかの時点の建設ではないと、それで行き始めたいと思うんです。そういう高い理想のもとだと思えますけど。だから、国の基準よりも非常に厳しい基準を設けてやった。だけど、住民の方は不安で仕方がない。それを合意を結ばずに進んできたということ、そこに大きな掛け違いがあったかと思っています。

この1,800万の黒字が多いか少ないかは、今、私は保留しますが、たとえ50億の赤が出たとしても、5.5年は必ず守る。それは、皆さんではないかもしれない十何年前の判断で、議会もそれでオーケーを出したわけですから、50億円の税金を投入すると言うかもしれませんが、それはやはり、そのときの判断が間違っていたかもしれませんが。であれば5.5年も、15年、20年にすればペイできる。それはやっぱり間違っていると思いますので。

もうかる、もうからないだけではなく、住民の皆さんの安全の確認と自区内処理をするという、その観点からもぜひ今後の教訓にしてもらいたいと思います。

以上で、終わらせていただきます。

(廃棄物の不法投棄について)

中込委員

私は、廃棄物の不法投棄について質問させていただきたいと思います。

というのは、地元で仲間集まって、遊休農地を元に戻そうというボランティアで作業したのですが、道路の横のところをやっていたら、ごみがいっぱい捨てられていて、遊休農地でもうもうとしているからわからないんですね。中に入ったから、これはどうなっているのかということをお聞きして質問をしていきたいのです。

今、不法投棄は産業廃棄物などいろんなものがあると思うのですが、どのくらいのごみが捨てられていて、それをどのように処理をしているか、その辺をお聞きさせていただきたいと思います。

橘田環境整備課長

ごみの不法投棄ということでございますけれども、平成20年度、昨年新たに発見された不法投棄の箇所数は、山梨県内1,949カ所、投棄量は1,239トンでございます。これは、その前の年、平成19年度と比較をしますと、箇所数

はほぼ同様でしたけれども、投棄量が約2倍に増加している状況でございます。

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に分かれるのですが、投棄箇所数でいいますと、一般廃棄物が大半で、96%を占めている状況で、家庭のごみが捨てられていることが多いという状況でございます。

その廃棄物に対する対応策は、一般廃棄物については市町村が処理するというようになっておりますけれども、なかなか市町村だけでは大変ということがありますので、県と市町村が一体になりまして、不法投棄の広域的な監視や予防、撤去や指導といったものに当たるということで、県の各林務環境事務所ごとに、廃棄物の対策連絡協議会を設置しまして、いろいろな取り組みを行っているところでございます。

中込委員 ちなみに、20年度、市町村が処理した量というのはどのくらいかわかりますか。

橘田環境整備課長 20年度に、市町村ということではないのですが、撤去した量が1,247トン。新規の確認した量が1,239トンで、その前からあるものを1,247トン撤去していますから、ほぼ同じ量を撤去しても、大体同じだけの量が捨てられるというような感じでずっと推移している状況でございます。

中込委員 捨てられたごみも撤去してくれて、きれいでいられればよいとは思いますが、遊休農地の場合、撤去しているからきれいになっているかということ、あらゆるところにいっぱい見えるんですね。だから、ちょっと中山間地に行つてのぞけば、いっぱいあるんですね。これを撤去し切れるか、あるいは、これからどんどんふえていくかと、こういうことなのですが。

県として、あるいは市町村と一体で、具体的な防止する策を教えてくださいと思います。

橘田環境整備課長 まずは、県下一斉に夜間合同パトロールということで、廃棄物監視員ということ、先ほどお話ししました連絡協議会の中でやっております。県下一斉の夜間合同パトロール、あるいは山梨、静岡、神奈川の3県で、富士・箱根・伊豆一帯のパトロール、それから民間警備会社のパトロールです。

そのように監視活動を行うとともに、県民のボランティアによる不法投棄監視協力員というものを募っておりまして、今、延べ1,057名の公募で応募がありました。そういう一般の住民の方々からの通報を受けまして、直ちに私どもの出先の職員、それから、本庁の職員が現場へ行って対応するという体制をとっております。

中込委員 主はそのパトロールですけど、パトロールして捕まえないと。その現場で捨てた人を捕まえたという件数は何件かあるんですか。

ただ通報を受けて現場へ行って、ここに落ちているかと確認したのか、そこはどちらなのでしょう。

橘田環境整備課長 委員おっしゃるように、なかなか捨てている現場を、現行犯ということであればできるのかもしれませんが、人がいない場所ですとか、夜間とかが多いですから、その場で捕まえたとかいうことはないです。

中込委員 逆にそうであれば、パトロールに費用をかけたりしたら、意味がない。無駄なんですね。これは極端な例ですが。

何か施策をやって、パトロールをやっている。カメラを設置したと言ったって、それは何のためにやるかということ、置いてあるから捨てるのを自重しようという効果はあるかもしれないですけども、捕まえなくては意味がない。そして、その捕まえた者にそれなりの罰を科して、それを広く県民に周知して、そういう不心得な県民に対しても、やったら怖い、やるべきではないということを知知する。そこまでやらないと、ごみなんかふえる一方だと私は思うんですよ。

論文のように施策はいっぱいやるのに、それが本当に税金と人を使ってやって、意味があるものなのか。パトロールに行くと、ああ、ここにあると言われて、行くのだったら、それは夜に出ていったりして、かわいそうだと思いますけど、私はですよ。

それを捕まえて、あるいは監視カメラで見て、警察へ突き出して、それを新聞に公表する。そこまでやって、それを見た不心得な人が、これは行ったらまずいな。自分で処理する。そこまで行かないと、結果は出ないと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

橘田環境整備課長 不法投棄事案については確かに、その場で現行犯というのはなかなか難しいのですけれども、早期に現場を発見して調査するということがまず大事でございます。要は、不法投棄者のだれがやったのかということをもまずは突きとめなければなりません。捨てられたごみをいろいろ調べますとわかる場合がありますから、そういうものでだれが捨てたのかということが、判明した場合には厳しく指導して、撤去をまずはやれと、こういうことをやっております。

悪質な事例につきましては、警察と協力体制をとっており、非常に厳しい対応をとっております。例えば大月市の猿橋で、平成18年に非常に悪質な事例がありましたから、廃棄物の撤去を求める廃棄物処理法によって措置命令をかけた上で、警察のほうで、不法投棄ということで逮捕されました。その会社に罰金が300万円、個人には懲役2年で執行猶予3年、罰金100万円とかといった刑罰も出ております。

したがって、悪質な事例については対応しておりますので、今後とも厳しく対応しながら、一罰百戒ということではございませんけれども、ごみを捨てるのはいけないことだと、こんなに重い罪になるんだということを世間の皆さんによく理解していただいて、不法投棄を少しでも減らすような努力を今後ともしてまいりたいと考えております。

中込委員 いろんな対策措置も消極的な措置と積極的な措置があるんですね。だから、投げられてしまったものを、早く行って調査するという。投げられないために処置をすることが私は積極的な措置だと思いますが。こちらをもうやる時期に来ているし、シンガポールなどのきれいな町は、たばこの灰を捨てただけでも、つばを吐いただけでも、すぐに罰金を取られるなど、自己責任がとれないものは厳しく措置している。

これは行政がきちんとやらないと、南アルプスや自然の保持、それ以前の問題で、常に積極的な措置を我々も含めてみんなでしていかないと、そういうマナーを持った山梨県民になっていかないといけない、そちらこそ大事なことだと思うんです。

シートベルトをとって何点取られるよりも、捨てたやつはもっと取られるということを、広くみんなに周知すべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(森林環境税の導入について)

河西委員

新しい税というのですか、森林環境税というのが全国でも30ぐらいの県で導入されているようですが、本県でも今年度から何か新たな税の可能性について検討を始めたということでありまして、まず、この30の導入しておられる県ではどの程度の金額を徴収して、また、どんな方法で、どんな事業等に使われているか、その点を先にお聞かせ願いたいと思います。

望月森林環境総務課長 まず、他県で行われている税では、どのような方式をとられているかということなのですが、県民税の均等割に対する超過課税という方法で徴収しております。

県民税につきましては住民税ということで、市町村民税と一緒に徴収をされておりますが、個人については、県民税の場合、年額1,000円の均等割の額が徴収されております。これに500円とか1,000円を上乗せして取るという例が他県のすべてであります。さらに、神奈川県につきましては、所得割にも若干かけているような状況です。

また、法人につきましては、資本金の額に応じて、一番高い資本金50億円を超える場合は、80万円の均等割というものが課せられているのですが、その額の5%とか10%をかけているというものがほとんどです。例えば資本金が1,000万円未満の法人の県民税均等割は2万円ですが、その5%ということは1,000円。1,000円を法人の場合は上乗せして取っているという状況です。

徴収している金額につきましては、個人が一番安い県で400円、一番高いところで1,000円、500円を上乗せしているのが30県中20県ということで、一番多い状況です。また、法人につきましては、均等割額の一番低いところで5%、一番高いところで11%ということで、5%を上乗せしているのが30県中20県と一番多い状況になっております。

徴収した税の使い道ですが、すべての県で、間伐等の森林整備に使われています。そのほか森林を社会全体で支えていく環境づくりを図るため、ボランティア活動に支援したり、啓発活動、木材の利用促進等の事業に使っている例もございます。また、県の特長によりまして、都市緑化や水質の浄化に使っている例もございます。

河西委員

ありがとうございました。

本県でも、今年度からこの新しい税に関して検討していくということでありまして、どのような組織で検討して、今までの検討状況があったらお聞かせ願いたいと思います。

望月森林環境総務課長 6月2日に、環境と森づくりを考える税制懇話会というものを立ち上げております。

この懇話会は10名の委員から成っているわけですが、学識経験者として、森林政策、環境政策、税制や財政学、自治体行政学の専門の4人の大学の教授の先生、そして、森林や環境の関係団体、NPO法人等の代表の方が3名、事業者、消費者の代表として3名を選んでおります。

今までの検討状況は1回の検討会と現地視察ということで、森林の状況を見ていただいて、林業関係者との意見交換などを行っているところです。まだ検討したばかりで、現状を把握していただいたという状況なのですが、委員からは、森林整備は必要だなという意見も出ております。

今後さらに議論を深めるとともに、県民へのアンケート調査なども実施しながら、検討を重ね、進めていくこととしております。

河西委員 今、環境と森づくりを考える税制懇話会というような名前なのですが、税制懇話会ということで、これは税という方式に絞って検討していくと理解していいのでしょうか。

望月森林環境総務課長 新たな財源ということを考えますと、任意の寄付金や協力金ということも考えられるわけですが、継続的に施策を進める、森林環境施策を継続的に進めていくためには任意の寄付金や協力金では不安定であるということ、また、他県でもそうですが、県民が均等の負担をすることによって環境意識の高揚や意識の醸成につながるということで、税を中心に導入の可能性について検討していくこととしております。

河西委員 今、県の財政も大変厳しいということは理解するのですが、100年に一度の大変不況ということで、検討していくことはいいと思うのですが、難しいなと思うのですが。

これは新しい税を課すということですから、増税ということにつながるということですか。

望月森林環境総務課長 確かに100年に一度の大不況ということですが、経済の状況にかかわりなく、必要な施策は進めていかなければならないという事実はあります。

ただ、その一方で、新たな税を導入するには県民の理解というのが前提でございます。この課題につきましては、県民のアンケートで通じるとともに、懇話会の中で十分議論を行ってみたいと考えております。

河西委員 今、課長が言ったように、大変難しい問題で、大変財政も厳しいですから、もう30の県でも導入しているということもありますし、新しい税を課すということを、ぜひ十二分に論議して、慎重に、県民や事業者等の理解を得ていかなければいけないと思いますので、その点を考慮して進んでいただきたいと思います。

(森林環境税導入の基本的な考え方について)

中村委員 関連でいいですか。

今、私もこれを予算委員会で取り上げようかと思っていただけなのですが、環境と森づくりを考える税制ということ。これは知事が所信の中で明らかにしたのだけでも、懇話会を設置して、新税を導入していきたいということですね。

それで、これは県民税としての条例で行くのか、どういう基本的な考え方なのかを教えてください。

望月森林環境総務課長 他県では地方の税条例を変更して、そこで取っている状況です。いずれ、条例では決めなければならないのですが、まだまだ取るとも、取らないとも決まっていないわけですし、どういう条例にするかはまだ決まってはおりません。

中村委員 いや、これを立ち上げたんだから、どういう税で行くかぐらいのことは、1つの方向は出しているのではないですか。その辺はどうですか。ただ、具体的にこれを立ち上げたからというものでもないような感じがするのですが。

今、他県の話をしたのだけでも、大体森林づくり県民税ということで、一律500円をいただいていると。これは均等割でという形だと思うんだけど。

山梨県としても、当然そうなると人口88万、一人当たり500円という均等割でいくと、大体計算すると年間4億近くになるものね。入ってくるこの4億を森づくりに使うのか、何に使うのかは今から検討すると思うんだけど、出発点

だからその辺の基本のことを聞きたい。こういうことを聞くつもりはなかったのだけど、話が出たから、問いただしたいんだ。どうですか。

望月森林環境総務課長 まず1つ、18年度に個人に500円、法人に5%という他県の一番多い例で試算してまして、2億8,000万程度ということで、1回出ております。

そして、当然導入の可能性ということで立ち上げたわけなんですけど、取れば、どうなるかということを検討していただいているような状況でございます。

中村委員

今の試算の仕方は、これは当然県内に在住して、家族を持って、住民票を有する個人ということで出てくるのだけども、それを個人の均等割と、資本金によって分類するという形ですね。

そういう方向が1つ出ているわけだから、税の仕組みの中で、県民税の条例の中で取り組んでいくかどうかぐらいのことは、1つの方向性が出ていないとおかしいのではないですか。ただ、懇話会を立ち上げますから、よろしく願いしますという話ではないでしょう。それで確認しているのです。基本的にはどうなのですか、部長。

小林森林環境部長

先ほど課長が説明しているように、あくまでも諸条件がございます。他県は既に30県導入しているという状況で、本県においても森林整備等は必要だということで、このようなことを中心に議論していただくということなのですが、やはり第1回をやったときに、他県の状況等を説明した中でも、その取り方も寄付金などいろいろな要素が、森林整備の方法があるというような議論もありまして、そういう中で可能性を模索していくということですが、基本的には、各県も税で取っているところが多く、そういった例も十分紹介しておりますので。ただ、議論は非常に出てくると思います。

県民に500円ずつ負担をかけるという、それがやはり課題です。こういう経済情勢でありますから、当然、議論の要素とはなってくると思います。そのようなことで、可能性調査ということで十分議論していただかなければならないと思っておりますけども、その辺はやっぱり慎重に進めていくつもりです。

議論は深めていただくつもりでおりますが、ただ、税が多いですので、その場合は、税の条例等々という形にはなってくると思います。多数が500円という形になっております。

よろしく願いいたします。

中村委員

今のところは、そういう段階ね。
わかりました。

(地球温暖化対策実行計画について)

小越委員

大きい事業所対象に温室効果ガスの排出量抑制計画の提出が義務化されていると思うんですけど、その提出が6月末になっていて、きょう7月3日ですので、何社が出たでしょうか。それで、百何社が対象と聞いたのですが、全部出ているのでしょうか。

小野環境創造課長

今、委員御指摘のとおり、県の条例で一定規模以上の、具体的に言いますと、原油換算で年間1,500キロリットル以上を出す事業所につきましては、6月30日までに排出抑制計画を出してくださいというお願いをしているもので、ちょうど6月30日が締め切り間際でございますので、今、郵送等でまだ来ているところがございますが、きょう現在で、99の対象の事業者のうち75の事業者が

ら来ております。事業所数にしますと、106の対象事業所がありますけれども、そのうち78の事業所からという格好になります。

事業者数で見れば、76%ぐらいが来ておりますが、基本的に対象のすべての事業所の皆さんに対しましては既にお話はしてございまして、近々のうちに出していただく。中には事業再編があるので、ちょっと時間がかかるといったところもございまして、基本的には近々にはすべて集まるものと考えております。

小越委員 その中で、山梨県独自ということで、企業の森を含めCO₂吸収認証制度をここでカウントするとなっているんですけど、それは、全部のところをこれをカウントして出てくるのでしょうか。

小野環境創造課長 まだ細かい中身については、分析しておりませんで、幾つのところにそういったものが書いてあるかというのは、現状のところでは把握しておりません。

小越委員 わかる範囲で、企業名はもちろんいいんですけども、その中でどのくらい、何トンを出す予定で、CO₂吸収認証制度はどのくらいあるのか、それを今度の学習会のときに出していただきたいということで、今お伺いしたんです。学習会のときに、まとまっている範囲で結構ですので、出していただきたいと思っています。

それで、もう一方では、今度、森林吸収量をカウントすることになりましたよね。山梨県は、森林による吸収量カットは94万トンなんですけど、この森林吸収量の94万トンとこの企業のCO₂吸収認証制度は両方でカウントしているという、ダブルカウントされているということでもいいですか。企業の森でやっていると、それも森林のところを整備しているというのと同じダブってくる場合があると思うんです。そうしたら、それはダブルカウントされているということではないでしょうか。

望月森林環境総務課長 小越委員がカーボン・オフセットのことを言ったかと思うんですが、カーボン・オフセットと森林吸収量は実は若干違ってまして、京都議定書で求められている、6%を削減すると言われております。

そのうち3.8%を森林吸収で削減すると言っております。その3.6%を達成するために、国のほうではたしか22万ヘクタールの間伐が必要で、そのうち山梨県では3万6,000ヘクタールをやるということになっております。そのやった分については、京都議定書のものに含まれていきます。

そして、カーボン・オフセットというのは、当然減ったものを、出したものと相殺するということなのですが、その相殺する分につきましては、京都議定書上の排出削減には含まれておりません。

ですから、カーボン・オフセットは京都議定書のほうでは含まれていないので、ダブルカウントということにはなりません。

一方、排出量取引というのがございまして、削減できない分を他の減らしたものと、そこで相殺しようというものがあるのですが、そちらのほうにつきましては、その削減の量については京都議定書のほうにカウントされます。

だから、カウントされるものについては、森林のほうは相殺できないという格好になっております。

小越委員 わかりました。

それと、もう一つ、再生可能エネルギーの削減トン数が多いんですよ。再生可能エネルギーのところに行きますと、そのうち、それも一番大きいのが太陽光

発電という話が出ていますが、これは2012年のときに、太陽光で4万3,000トンですよね。

それに対して、一番大きいのが天然ガスコージェネレーション・燃料電池導入促進で、これのほうが目標とする削減量が大いんですよね。7万5,000トンですか。太陽光発電や小水力やバイオマスよりもはるかに大きい7万5000トンなんですけど、この天然ガスコージェネレーション・燃料電池導入促進は、これは具体的に山梨県ではどのようなことなんでしょうか。今、どのくらいやられているのでしょうか。

小野環境創造課長 基本的には、今回の実行計画におきますCO₂の削減の目標につきましては、国が京都議定書に基づきまして、いろいろ実行計画をつくっております。その実行計画の数字で、それぞれ項目ごとに削減量を出しております。それに対しまして、山梨県の構成割合はどの程度あるかというようなことを参考にしながら、按分して出しているものでございます。

そればかりではなくて、特に、本県の場合には運輸に関する部分や、委員のお話にございました再生可能エネルギーにつきましては、県独自の対策をやっておりますので、その按分が出た数値よりも高い目標をつくっておりますけれども、今、委員がおっしゃった、天然ガスコージェネレーションとかその部分につきましては、国がこのくらいやるとい目標がございまして、それに対して山梨県のシェアにより、算出しております。

小越委員 では、詳しくは今度お聞きしますが、ここの話は、国から多分割り算して来た平均値だということなんですけど、県としてその話はほとんど出てこない。太陽光とバイオマス、小水力は出てくるのですが、ここが一番目標の数値が大いので、県としてどんなことを考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思っています。
(県営林道 菅野盛里線について)

最後に、林道のことでもう一回聞きたいんですけども、私も先日見てきました、菅野盛里線です。平成20年度の公共事業再評価というのが出されているんですけど、これによりますと、昭和62年から始めて、平成20年度まで総事業費70億と書いてあるのですが、この林道は27年までに計画期間は変更になりますけど、27年までで幾らぐらいかかる予定なんでしょうか。

深沢治山林道課長 菅野盛里線の細かい資料を持ち合わせておりません。詳細はまた後日提出したいと思います。

小越委員 私、見に行ったときに、そこは、入り口のところが門のようになっていて、かぎがかかっていて、中に入れませんでした。そのかぎを貸していただいて、中まで入ったんですけど、かぎがかかっているということは、工事関係者以外はそこに常時入れないわけですよね。

これは林道ですから、木材を搬出したり、間伐したりするためにあると思うのですが、この菅野盛里線では、そのようなことは今、どのくらいやられているのでしょうか。

深沢治山林道課長 まず、林道が通行どめになっていた件ですけれども、委員がいらした時期がいつかにもよります。御存じのように、林道は高度が高いところにもありますし、山間部ですので、冬期は氷、落石等がありますので、全面的に通行どめをしている箇所が多々ございます。時期によって、通行どめをしている時期であれば、当然かぎがかかっています。

それと、林業関係者は、かぎを申請すれば出せますので、中で森林整備をやるということになれば、かぎを持って中に入っております。

整備はどのくらい進んでいるかということでございますけれども、現在、手元にちょっと資料がございませんから、また後でお示ししますが、いずれにしても、開設が済んでいるところについては、相当森林整備が進んでいると認識しております。

小越委員

詳しい資料をまた後でいただくということなのですが、私が見にいったのは先日でございますので、十分通れる時期で、冬期ではありません。

それで、そこを見にいった限りでは、木材が搬出されているという様子はなかったんですけど。連絡道路で、多面的機能もあるし、山村の地域振興活性化に寄与するという事業目的があるんですけど、あそこのところを見ますと、崩落がありましたし、車が通って、維持管理、補修というのはされているのでしょうか。そういう林道の場合は、維持管理はだれがやっているのでしょうか。

深沢治山林道課長 県営林道の維持管理については、県直営で行われております。

小越委員

その菅野盛里線のところに行きましたら、本当に山肌が全部コンクリートで固められていまして、小さい木がほとんどだったんですけど、間伐されているのかというのは疑問がかなりありましたし、搬出されているのかどうかはちょっと疑問があります。

本当に70億をかけて、そして、これからまだかけるというのであれば、今できるところから搬出をしたりするべきだと思うんです。

それから、もう一つは、維持管理の問題で、崩落がかなりありました。工事関係者の方で労災というか、亡くなられた方もいるという話も聞いたんですけど、ここは道をつくった以上、しっかり管理をして維持しないと、上から崩落してきた場合、だれも通らないから、いいやというわけにはいかないと思うので、ぜひそこは、維持もしっかりしていただきたいと思っています。

この問題は、また次回にさせていただきたいと思っています。

始まったところを見直すのはいいのですが、どんどんお金がかけられて、本当に必要かどうかというのは、どこかでしっかり立ちどまって検討していかないと、つくられたルートだけをずっと行くというのはかなり大変なことではないかと思っています。

これはまた、次回の宿題にしておきます。

深沢治山林道課長 先ほどの計画のことでございますが、林道は地域森林計画、その上には全国森林計画というものがございまして、それに基づいてやっております。

私ども、県の林道事業につきましては、林道の整備計画というのを平成17年に全面的に見直しまして、先ほど申しましたけれども、コストとベネフィットを十分検討しまして、煮詰めたものでございます。

それから、委員が御視察になった林道につきましては、地元の基幹道ということで開設をさせていただいておりますので、そこから先、枝葉になる支線、作業道等について、これから整備を進めていきます。

いずれにしても、地域森林計画がありますので、それに沿った林道の開設、当然、その先には森林整備がございまして。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。

- ・ 継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県外調査等は別紙の日程で実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

以 上

土木森林環境委員長 渡辺 英機